

仙台市大規模小売店舗立地法届出の手引

令和 7 年 4 月

仙台市経済局商業・人材支援課

目 次

はじめに	3
1 法の概要	4
1-1 法の対象となる店舗	4
1-2 届出又は報告を行う者	4
1-3 届出又は報告が必要な場合及び届出又は報告時期等	4
2 仙台市の運用基準	8
3 仙台市が行う手続	10
3-1 届出等の公告	10
3-2 その他の情報提供	10
3-3 届出書等の縦覧	10
4 法第5条に基づく新設、法第6条第2項及び法附則第5条に基づく変更手続	11
4-1 手続の流れ	11
4-2 計画の相談と事前協議	12
1 計画の相談	12
2 事前協議とは	12
3 事前協議が必要となる届出内容及び協議担当課等	12
4 出店（変更）計画に関する住民説明会	13
4-3 出店計画書の作成にあたって	16
1 留意事項	16
2 表紙の記載例	17
4-4 届出書、添付書類及び提出部数等	18
4-5 届出書及び添付書類の作成要領	19
1 留意事項	19
2 届出書の作成要領	19
(1) 法の様式第1の作成要領（大規模小売店舗届出書）	19
(2) 法の様式第3の作成要領（変更届出書）	21
(3) 法の様式第8の作成要領（大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書）	22
4-6 添付書類記載事項一覧	24
4-7 変更届出に必要な添付書類記載項目等一覧	28
1 事前協議が必要な変更届出の場合	28
2 事前協議が不要な変更届出の場合	29
4-8 添付書類作成要領	30
4-9 添付図面一覧	52
4-10 要綱の様式第1の作成要領（軽微変更適用申請書）	55
4-11 説明会の開催	56
1 説明会開催方法等	56
2 要綱の様式第2の作成要領（説明会開催計画書）	60
3 要綱の様式第4の作成要領（説明会実施状況報告書）	61
4 要綱の様式第3の作成要領（説明会開催不能承認申請書）	62
4-12 住民等の意見	63
4-13 市の意見と対応策の提出	63

1	市の意見の有無	63
2	市の意見の通知	63
3	市の意見を有しない旨の通知	63
4	「市の意見」通知後の手続	63
5	新設又は変更の制限	63
6	法の様式第5の作成要領(届出事項変更届出書)	64
7	要綱の様式第6の作成要領(届出を変更しない旨の通知)	65
4-14	市の勧告と対応策の提出	66
1	市の勧告の有無	66
2	市の勧告の通知	66
3	市の勧告をしない旨の通知	66
4	「市の勧告」通知後の届出事項変更の届出(対応策の提出)	66
5	法の様式第6の作成要領(届出事項変更届出書)	67
6	要綱の様式第7の作成要領(市の勧告に従わない理由書)	68
4-15	公表	69
1	公表の有無	69
2	公表の通知及び方法	69
3	公表しない旨の通知	69
4-16	報告	69
1	開店日の報告	69
2	変更実施日の報告	69
3	要綱の様式第8の作成要領(開店日報告書)	70
4	要綱の様式第9の作成要領(変更実施報告書)	71
5	法第6条第1項に基づく変更, 法第6条第5項に基づく廃止及び法第11条に基づく	
	承継手続	72
5-1	届出書, 添付書類及び提出部数等	72
5-2	届出書の作成要領	73
1	法の様式第2の作成要領(変更届出書)	73
2	法の様式第4の作成要領(大規模小売店舗廃止届出書)	74
3	法の様式第7の作成要領(承継届出書)	75
6	法第14条及び要綱に基づく報告	76
6-1	報告手続	76
6-2	報告書の作成要領	77
1	要綱の様式第10の作成要領(変更報告書)	77
2	要綱の様式第11の作成要領(法第14条の規定による報告書)	78
3	要綱の様式第12の作成要領(既存店変更報告書)	79
	大規模小売店舗立地法の届出について(参考)(経済産業省「質問及び回答集」抜粋)	80

はじめに

この手引は、仙台市内に大規模小売店舗を設置、若しくは大規模小売店舗の施設の配置や運営方法などを変更しようとする際に必要となる大規模小売店舗立地法、同法施行令、同法施行規則及び仙台市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱に基づく手続についてまとめたものです。

なお、この手引で使用した法令名及び用語等の略語は、以下のとおりです。

法……………大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)

施行令……………大規模小売店舗立地法施行令(平成 10 年政令第 327 号)

施行規則……………大規模小売店舗立地法施行規則(平成 11 年通商産業省令第 62 号)

指針……………大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成 19 年経済産業省告示第 16 号)

要綱……………仙台市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱

市基準…………… “ 別表1 仙台市大規模小売店舗立地法運用の基準

旧法(大店法)…大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律

既存店……………旧法(大店法)に基づく届出、調整を行い、法の施行期日(平成 12 年6月1日)に既に開店している店舗(ただし、旧法(大店法)で届出義務のなかった生協や農協などの店舗を含む。)及び平成 13 年1月末までに開店、増床等変更した店舗で、法附則第5条第1項又は第3項の規定に基づく届出事項の変更を一度も行っていない店舗

仙台市における大規模小売店舗立地法の手続に関する窓口は、下記のとおりです。

各手続を行う場合は、この手引を参照するほか、手続を円滑に進めるためにも、下記に早めに相談してください。

仙台市 経済局 産業政策部 商業・人材支援課
〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目 6-1 仙台市役所表小路仮庁舎(仙台パークビル9階)
Tel 022 (214) 1001・1004 / Fax 022 (214) 8321

宮城県内他市町村における大規模小売店舗立地法の手続に関する窓口は、下記のとおりです。

宮城県 経済商工観光部 商工金融課 Tel 022 (211) 2746

1 法の概要

1-1 法の対象となる店舗

一の建物内の店舗面積の合計が 1,000 ㎡を超える小売店舗が対象となります。なお、一の建物には、下記の（１）～（３）を含みます。

- （１）屋根、柱又は壁を共通にする建物（公共用道路等によって隔てられている場合は、別個の建物とする。）
- （２）通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- （３）一の建物とその付属建物をあわせたもの

＜参考：店舗面積に含まれる部分＞

名 称	定 義
売 場	直接物品販売の用に供する部分。ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入や商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は売場とみなす。
ショーウインド	ショーウインドは店舗面積に含むが、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは含まない。
ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設
サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設
物品の加工修理場のうち顧客からの引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等（原則として、壁、棚、扉等の固定したもの）で区分されていないものであるときは、その全部

1-2 届出又は報告を行う者

大規模小売店舗の建物設置者が届出又は報告者となります。設置者が二人以上の場合は、連名で行うことになります。なお、代理人が手続を行う際は、設置者の代理であることを確認させていただく場合があります。

1-3 届出又は報告が必要な場合及び届出又は報告時期等

下表中、「事前協議」欄の内容及びそれが必要となる場合については、15 頁～16 頁を参照してください。

届出又は報告が必要な場合		届出又は報告時期	法等参照条文	本手引参照頁	事前協議
新たに大規模小売店舗を設置するとき（増築又は一部用途を変更することにより、店舗面積が 1,000 ㎡を超える場合を含む。）		開店日の 8 カ月前までに届出	法第 5 条 施行規則 第 3 条、4 条	8 頁～71 頁	必要
既存店以外	① 大規模小売店舗の名称、所在地 ② 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名を変更したとき	変更後遅滞なく届出	法第 6 条 第 1 項 施行規則 第 6 条	11 頁、72 頁～73 頁	不要

届出又は報告が必要な場合		届出又は報告時期	法等参照条文	本手引参照頁	事前協議
既存店以外	① 大規模小売店舗の新設をする日の繰上げ	変更日の8カ月前までに届出 (※「店舗に附属する施設の位置の変更」で、「周辺地域の生活環境に与える影響が変更前に比して変化しない」と市が認める「軽微な変更」については、「8カ月制限」の除外規定有)	法第6条第2項、4項 施行規則第3条、4条、7条、8条	10頁、21頁	不要
	② 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるもので、それまでの届出面積が10,000㎡以下で、増加部分の面積が「1割を超える」場合 ③ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるもので、それまでの届出面積が10,000㎡以上で、増加部分の面積が「1,000㎡を超える」場合 ④ 駐車場の位置及び収容台数の減少 ⑤ 駐輪場の位置及び収容台数の減少 ⑥ 荷さばき施設の位置及び面積の減少 ⑦ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量の減少 の変更をしようとするとき (ただし、②～⑦については、災害、工事等による「一時的な変更」(以下「一時的な変更」という。)の場合は除く。)			8頁～71頁	必要
既存店以外	① 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げ	変更後遅滞なく報告 (※法に基づく「届出」は無)	要綱第24条第2項	76頁～77頁	不要
	② 市が法第8条第4項の規定により「意見を有しない旨」を通知した場合において、大規模小売店舗の新設をする日の繰上げ ③ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの ④ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるもので、それまでの届出面積が10,000㎡以下で、増加部分の面積が「1割以下」の場合 ⑤ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるもので、それまでの届出面積が10,000㎡以上で、増加部分の面積が「1,000㎡以下」の場合 ⑥ 駐車場の収容台数の増加 ⑦ 駐輪場の収容台数の増加 ⑧ 荷さばき施設の面積の増加 ⑨ 廃棄物等の保管施設の容量の増加 の変更をしたとき				

届出又は報告が必要な場合		届出又は報告時期	法等参照条文	本参照頁	事前協議
既存店以外	① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰上げ又は閉店時刻の繰下げ ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更（「一時的な変更」の場合は除く。）をしようとするとき	あらかじめ届出	法第6条第2項 施行規則第3条、4条、7条	8頁～71頁	必要
	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げの変更をしたとき		要綱第24条第2項	76頁～77頁	
既存店※	① 大規模小売店舗の名称、所在地 ② 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（譲渡、相続、合併、分割等の承継を含む。）を変更したとき。	変更後遅滞なく報告 （※法に基づく「届出」は無）	要綱第24条第4項	72頁～75頁	不要
	① 大規模小売店舗内の店舗面積 ② 駐車場の位置及び収容台数 ③ 駐輪場の位置及び収容台数 ④ 荷さばき施設の位置及び面積 ⑤ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 の変更をしようとするとき（ただし、「一時的な変更」の場合は除く。）	変更日の8カ月前までに届出 （※「大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの」若しくは「店舗に附属する施設の位置の変更」で、「周辺地域の生活環境に与える影響が変更前に比して変化しない」と市が認める「軽微な変更」については、「8カ月制限」の除外規定有）	法附則第5条 施行規則第3条、4条、20条、附則2	8頁～71頁	必要
	① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	あらかじめ届出			

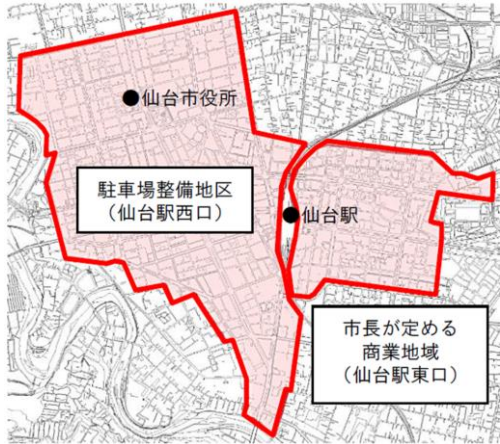
	④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (以下、「軽微な変更」)			8 頁～71 頁	不要
	⑤ 店舗面積の合計, 施設の配置及び施設の運営方法に関する事項の一時的な変更				
届出又は報告が必要な場合		届出又は報告時期	法等参照条文	本手引参照頁	事前協議
	大規模小売店舗を廃止するとき (改築又は一部用途を変更することにより, 店舗面積が 1,000 ㎡以下となる場合を含む。)	あらかじめ届出	法第 6 条 第 5 項 施行規則 第 9 条	10 頁, 74 頁	不要
既存店以外	大規模小売店舗を承継したとき (法の届出を行っている大規模小売店舗を譲り受けたとき, 届出者の相続, 合併又は分割があったときを含む。)	承継後遅滞なく届出	法第 11 条 施行規則 第 19 条	72 頁～75 頁	
その他	大規模小売店舗を設置する者が, 法第 14 条の規定に基づき, 「駐車需要の充足, 騒音発生等周辺地域の生活環境悪化防止のために講じている措置等」に関して, 市から報告を求められた場合	指定された提出期限まで報告	要綱第 24 条第 3 項	76 頁～79 頁	

※「既存店」については, 3 頁を参照してください。なお, 既存店の場合は, 上表の法に基づく変更届出(「報告」は除く。)を行った時点で, 大規模小売店舗立地法の枠組みに組み込まれますので, それ以降の変更については, 「既存店以外」の欄を参照してください。

2 仙台市の運用基準

法では、大規模小売店舗の設置者は、指針を踏まえて周辺的生活環境の保持に配慮するものとされていますが、加えて、仙台市内で大規模小売店舗を設置・運営するに当たり、市の地域特性や実情を踏まえたより適切な配慮を行っていただくため、又、関係する市の条例、規則、要綱等との整合を図るため、下記の運用基準を指針とあわせて運用するものとします。

なお、この基準に特に記載のない事項については、指針の規定によるものとします。

項 目	運 用 基 準
駐車場の必要台数の確保	(自動車分担率) 1 「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」(昭和 40 年仙台市条例第 21 号)に定める「駐車場整備地区等」内の商業地域及び近隣商業地域については、以下の数値を適用する。 なお、当該地区においては、設置者に自動車での来店を抑制する対策を求めるものとする。 (1) 指針で定める「駅からの距離(L)」が 500m未満の地区 $7.5 + 0.045 \times L$ (単位：%) (2) 指針で定める「駅からの距離(L)」が 500m以上の地区 30 (単位：%) 2 上記 1 以外の地区については、50 (単位：%) とする。 (参考) 駐車場整備地区等(駐車場整備地区及び市長が定める商業地域)区域図  (その他) 3 指針で定めるとおり、設置者は、必要駐車台数について、「特別の事情」により、指針の算出式又は上記の自動車分担率等の各原単位によることが適当でない場合、既存類似店のデータ等その根拠を明確に示して他の方法で算出することができる。
駐車場の位置及び構造等	1 車両乗り入れ部の道路工事計画については、仙台市建設局「車両乗り入れ部の承認基準」を適用する。 2 一般公共の用に供される駐車場については、駐車場法施行令(昭和 32 年政令第 340 号)に定める技術的基準を準用する。 3 駐車マスの大きさは、「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」(以下この項において「条例」という。)を準用する。 4 駐車場を店舗敷地以外に設置する場合は、店舗敷地境界からの距離がおおむね 400m以内の場所に設置するものとする。

項 目	運 用 基 準
駐輪場の確保等	1 商業地域及び近隣商業地域においては、「仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」（昭和 62 年仙台市条例第 12 号。以下この項において「条例」という。）及び「仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例施行規則」（昭和 62 年仙台市規則第 22 号。以下この項において「自転車等駐車場規則」という。）に基づく設置台数、構造等とする。 2 上記 1 以外の地域においては、以下の基準とする。 (1) 設置台数は、指針参考値を準用する。ただし、法第 6 条第 2 項又は法附則第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出に係る場合にあっては、当該届出に係る店舗又は類似店舗の駐車実績を考慮した台数とすることができる。 * 設置台数基準＝1 台／店舗面積 35 m² (2) (1) に定めるもののほか、設置台数割合、構造設備及び設置場所については、条例及び自転車等駐車場規則の例によるものとする。
経路の設定等	1 周辺交通に与える影響等については、国土交通省「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」等による検討が望ましい。 2 来客の自動車が駐車場へ到着するまでの経路及び駐車場から出庫する経路については、次のいずれかに該当するような道路を主な経路としないよう配慮し、やむを得ず経路とする場合は、十分な安全対策を講じること。 (1) 歩道の無い幅員 6 m 未満の道路 (2) 歩道の無い通学路 (3) 生活道路 (4) 歩道が無く、かつ一方通行で無い道路
騒音の発生に係る事項	1 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に基づく騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域の指定は、平成 24 年仙台市告示第 126 号による。 2 「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）による地域の指定及び規制基準値等は、平成 8 年仙台市告示第 185 号による。 3 その他、騒音に係る事項については、「公害防止条例」（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）及び「仙台市公害防止条例」（平成 8 年仙台市条例第 5 号）に定める事項を遵守すること。
廃棄物等に係る事項	1 「仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（平成 5 年仙台市条例第 5 号）等に基づく減量化、資源化の対策を踏まえ、廃棄物の減量化及びリサイクル活動の推進に努めるとともに、「ごみ集積施設の設置等に関する指導要綱」等に基づき、廃棄物等の保管、運搬、処理を適正に行うこと。 2 食品加工場からの調理臭及び悪臭の発散を防止するため、次に掲げる対応策又は措置のうち、必要と認められるものを合理的に選択し、必要に応じて組み合わせる実施すること。 (1) 食品を加工する際には、換気扇・排気口等に悪臭原因物を取り除く機器を設置する等の対応策を講じること。 (2) 住居に面する方向には、換気扇・排気口等の配置を避ける等の措置を講じること。 (3) 食品加工場及び関連設備の定期的な清掃の実施等の措置を講じること。
街並みづくり等に係る事項	1 景観については、「仙台市『杜の都』景観計画」に適合した計画とすること。なお、景観地区の区域に該当する場合は、その制限に適合した計画とすること。 2 「仙台市屋外広告物条例」（平成元年仙台市条例第 4 号）を遵守すること。 3 店舗所在地が、風致地区、地区計画等の区域、建築協定区域に該当する場合は、これらに定められている事項を遵守すること。 4 「杜の都の環境をつくる条例」（平成 18 年仙台市条例第 47 号）に基づき、緑化を行うこと。なお、緑化の内容については、「建築物等緑化の質に関する評価基準」（令和 4 年 10 月 31 日建設局長決裁）に基づき協議を行い、周辺環境に対する適正な配慮を行うこと。
光害対策に係る事項	屋外、広告塔照明に係る光害対策については、環境省「光害対策ガイドライン」等を参照し、周辺環境に対する適正な配慮を行うこと。

3 仙台市が行う手続

3-1 届出等の公告

法の規定に基づき、市が行う公告は次のとおりで、これらの公告は、市掲示場へ掲示し、仙台市公報（毎月1日、11日、21日発行）に掲載することにより行います。

なお、市のホームページにも掲載します。

公告の内容	根 拠 規 定
届出事項の概要	・法第5条第3項（法第5条第1項の規定に基づく新設届） ・法第6条第3項（法第6条第1項、同第2項、法附則第5条第1項、同第3項の規定に基づく変更届） ・法第6条第6項（法第6条第5項の規定に基づく廃止届） ・法第8条第8項（法第8条第7項の規定に基づく市の意見に対する変更届） ・法第9条第5項（法第9条第4項の規定に基づく市の勧告に対する変更届）
住民等の意見の概要	法第8条第3項
市の意見の概要	法第8条第6項
市の勧告の内容	法第9条第3項

また、法の規定に基づく公告ではありませんが、法第9条第7項の規定に基づき公表する場合も、同様の方法（場合によっては、日刊新聞への掲載等も含む。）で行います。（要綱第22条第4項）

3-2 その他の情報提供

市では、法の規定に基づく公告の他に、次の内容についても市のホームページに掲載します。

法第8条第4項の規定に基づき、市の意見を有しない旨の通知を行ったとき
法第8条第7項の規定に基づき、市の意見通知後、届出を変更しない旨の通知が提出されたとき
勧告をしない旨の通知を行ったとき
公表をしない旨の通知を行ったとき
法第14条の規定に基づき報告徴収した内容を公表すべきであると市が判断したとき

3-3 届出書等の縦覧

法の規定に基づく縦覧期間、縦覧の場所及び時間は、次のとおりです。

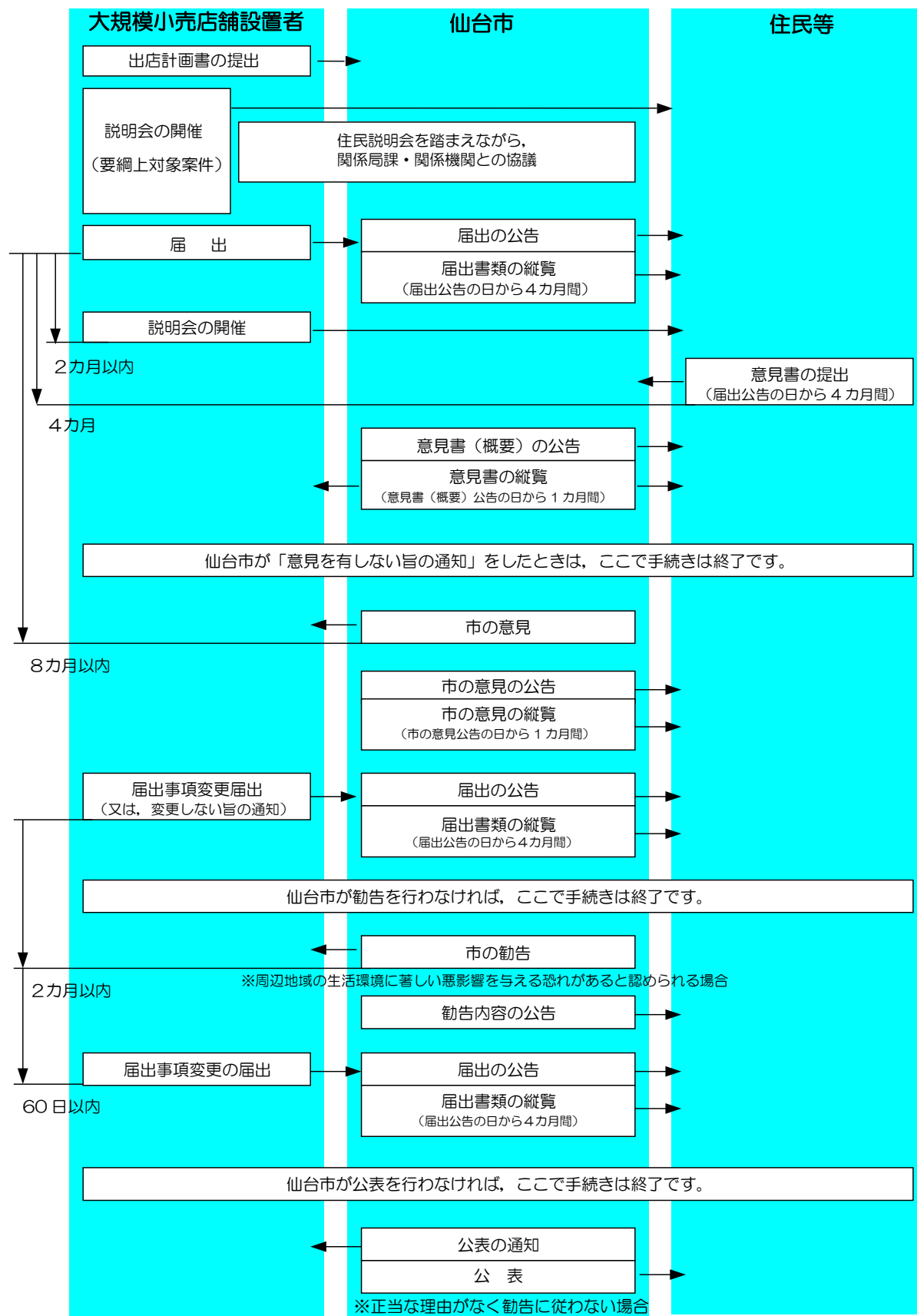
縦覧の内容	根 拠 規 定	期間
届出事項の概要	・法第5条第3項（法第5条第1項の規定に基づく新設届） ・法第6条第3項（法第6条第1項、同第2項、法附則第5条第1項、同第3項の規定に基づく変更届） ・法第8条第8項（法第8条第7項の規定に基づく市の意見に対する変更届） ・法第9条第5項（法第9条第4項の規定に基づく市の勧告に対する変更届）	4 カ月
住民等の意見の概要	法第8条第3項	1 カ月
市の意見の概要	法第8条第6項	1 カ月

場 所：仙台市経済局商業・人材支援課（仙台市役所表小路仮庁舎9階）

時 間：午前8：30～午後5：00（ただし、休日、土・日曜日を除く。）

4 法第5条に基づく新設、法第6条第2項及び法附則第5条に基づく変更手続

4-1 手続の流れ



4-2 計画の相談と事前協議

1 計画の相談

- (1) 新たに大規模小売店舗の出店や増築等を計画されている場合は、計画地に出店可能であるかどうか、開発・建築関係等に関する必要な手続の有無や内容等について、特に用途地域、地区計画、大規模集客施設制限地区等に適合し、立地が可能であることを担当課に事前に確認してください。

開発行為の許可や建築確認申請等は、大規模小売店舗立地法に基づく手続とは別に必要となります。また、重要物流道路（※物流上重要な道路輸送網として国土交通大臣が指定した道路）のうち、一般国道（指定区間）の沿道に立地を予定し、半径2km以内の重要物流道路上に主要渋滞箇所が存在する等の条件に該当する場合は、交通影響予測等の実施について、道路管理者に確認してください。（参考：国土交通省「重要物流道路における交通アセスメント実施のためのガイドライン」）

- (2) 宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例（以下「宮城県まちづくり条例」という。）により、特定大規模集客施設の新設等を行う場合には、宮城県への届出が必要になります。届出に関しては、宮城県に確認して手続を進めてください。なお、大規模小売店舗立地法に基づく手続は、宮城県まちづくり条例に基づく届出が結審した後に行うことになります。

2 事前協議とは

- (1) 事前協議は、法手続に入る前に、市関係課及びその他の関係機関が所管する関連法令、条例等との整合を図り、届出後の法手続に入ってから計画内容の変更（法定届出後、計画内容を変更した場合、改めて変更の届出及び説明会を含む一連の手続のやり直しが必要となります。）を可能な限り避け、法に基づく手続を円滑に進めるためのものですので、ご協力願います。
- (2) 法第5条第1項の規定に基づく新設の届出、法第6条第2項、法附則第5条第1項及び同第3項の規定に基づく変更の届出を行う場合には、その届出に先立って「新設や変更の計画書（以下、「出店計画書」という。）を提出し、市関係課及びその他の関係機関と事前協議を行ってください。

3 事前協議が必要となる届出内容及び協議担当課等

- (1) 大規模小売店舗の新設又は変更の計画を立てられた場合は、早めに経済局商業・人材支援課に「出店計画書」を所定の部数提出してください。

なお、「出店計画書」を提出したのち、最初の協議まで時間がかかる傾向が見受けられますので、出店計画書の提出後速やかに協議を進めるようお願いします。

また、出店計画書が提出されないと事前協議は行えませんので、ご了承ください。

- (2) 事前協議が必要となる届出内容、書類の提出先及び提出部数、協議分野等については、原則として14頁及び15頁の「一覧」表のとおりです。

なお、変更の場合には、立地場所、届出内容等で変わることがありますのでご了承ください。また、協議担当課が15頁の「一覧」表と異なる場合には、改めて協議先を通知します。

- (3) 出店計画書及び添付書類の作成にあたっては、16頁～54頁を参照してください。

4 出店(変更)計画に関する住民説明会

(1) 出店計画書提出後、以下の届出に関しては、届出の前に、出店計画に関する地域住民への説明会（以下、「事前説明会」という。）を開催してください。

（事前説明会の対象）

- ・新設（法第5条第1項）
- ・変更（法第6条第2項及び法附則第5条）においては、原則、増加面積が 1,000 m²を超える増床を伴うもの（※実質的な変更の内容によって判断します）。

(2) 事前説明会の開催にあたっては、56 頁「4－1 1 説明会の開催」による説明会開催方法等（開催会場、配布資料及び実施状況報告書）に記載の手続を準用してください。

なお、説明会開催の周知方法については、日刊新聞紙への掲載、折り込みちらしによらず、回覧板などを利用して地域住民への周知を行うことでも可とします。

<提出書類※下記様式を準用して作成してください>

- ・開催前：60 頁の要綱の様式第 2（説明会開催計画書）
- ・開催後：61 頁の要綱の様式第 4（説明会実施状況報告書）

「事前協議が必要となる届出内容、書類の提出先及び提出部数、協議分野等」一覧

出店計画書及び届出書（添付書類を含む）は電子データも併せて提出してください。協議分野は、立地場所、届出内容等で変わることがありますので、ご了承ください。

事前協議において追加提出・修正した添付書類は、協議先に直接提出するとともに、商業・人材支援課にその電子データを都度提出してください。

届 出 内 容		出 計 画 書	協議分野					届 出 書
		提 出 先 提 出 部 数						提 出 先 提 出 部 数
		商 業 ・ 人 材 支 援 課	交 通	騒 音 照 明	廃 棄 物	街 並 み	総 括	商 業 ・ 人 材 支 援 課
新 設	新たに大規模小売店舗を設置するとき（増築又は一部用途を変更することにより、店舗面積が 1,000 m ² を超える場合を含む。）	20	○	○	○	○		30
既 存 店 以 外 の 変 更	大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるもので、それまでの届出面積が 10,000 m ² 以下で、増加部分の面積が「1 割を超える」場合	20	○	○	○	○		30
	大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるもので、それまでの届出面積が 10,000 m ² 以上で、増加部分の面積が「1,000 m ² を超える」場合							
	駐車場の位置及び収容台数の減少	13	○	○				16
	駐輪場の位置及び収容台数の減少	11	○					14
	荷さばき施設の位置及び面積の減少	13	○	○				16
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量の減少	11		○	○			14
	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰上げ又は閉店時刻の繰下げ（※）	9 (11※)		○	※			12 (14※)
	来客が駐車場を利用することができる時間帯（※）							
	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	13	○	○				16
既 存 店 の 変 更	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	20	○	○	○	○		30
	駐車場の位置及び収容台数	13	○	○				16
	駐輪場の位置及び収容台数	11	○					14
	荷さばき施設の位置及び面積	13	○	○				16
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	11		○				14
	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻（※）	9 (11※)		○	※			12 (14※)
	来客が駐車場を利用することができる時間帯（※）							
	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	13	○	○				16
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	9		○				12

※ 括弧内の部数は、24 時間営業の場合に提出する部数です。

「協議分野及び協議担当課等」一覧

分野		所掌事務	所管する法令等	協議担当課	電話番号
交通	道路管理者	交通処理計画, 駐輪場台数, 道路管理者間の総合調整	道路法 (仙台市管理道路), 自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例	建設局道路管理課	214-8370
		交通処理計画, 渋滞対策計画 (交差点の評価等)	道路法 (仙台市管理道路)	建設局道路計画課	
		交通処理計画, 道路法第 24 条承認受付	道路法, 公共物管理道路	店舗の所在する区の建設部道路課	
		交通処理計画, 国道に関する道路管理	道路法 (国土交通省管理道路)	国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所道路管理第一課及び仙台東国道維持出張所又は仙台西国道維持出張所	
	交通管理者	交通処理計画, 道路交通規制	道路交通法	宮城県警察本部交通規制課及び仙台中央又は仙台北又は仙台東又は仙台南又は泉警察署交通課	
	交通計画	駐車場計画, 交通処理計画, 将来交通量 (パーソントリップ調査) の情報提供	建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例, 駐車場法	都市整備局交通政策課	214-8303
騒音・照明		騒音・光害対策	騒音規制法, 宮城県公害防止条例, 仙台市公害防止条例, 光害対策ガイドライン (環境省)	環境局環境対策課	214-8221
廃棄物		廃棄物の保管・処理計画, 廃棄物の減量・リサイクル計画	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例, ごみ集積施設の設置等に関する指導要綱	環境局事業ごみ減量課	214-8679
		悪臭対策 (食品加工場)	仙台市公害防止条例	店舗の所在する区の環境事業所 環境局環境対策課	
街並み		景観及び屋外広告物	杜の都の風土を育む景観条例, 屋外広告物条例	環境局環境対策課	214-8222
		風致地区	風致地区内における建築等の規制に関する条例	都市整備局都市景観課	214-8288
		緑化計画	杜の都の環境をつくる条例	建設局百年の杜推進課	214-8327 214-8389
総括		店舗計画の全体	大規模小売店舗立地法及び関係法令・条例	経済局商業・人材支援課	214-1001 214-1004

4－3 出店計画書の作成にあたって

1 留意事項

(1) 出店計画書は、以下の①～③で構成してください。

①担当者連絡先等が記載された表紙（次頁参照）

②届出書案

③添付書類（「4－8 届出の添付書類（新設・変更）」のうち、「4－6 添付書類記載事項一覧」の「e 出店計画書の提出に必要な事項」に該当する事項（変更の場合は、かつ「4－7 変更届出に必要となる添付書類記載項目等一覧」に該当する事項）

※上記「e 出店計画書の提出に必要な事項」に該当する書類のうち、出店計画書提出時点で提出が難しいものがある場合は、商業・人材支援課にご相談ください。なお、協議担当課との事前協議に基づき添付書類を追加作成・修正した場合は、当該担当課に直接提出いただくとともに、商業・人材支援課にその電子データを都度提出してください。

(2) 全ての書類に必ず頁番号を記載すること。

(3) 用紙はA4サイズとすること。ただし、添付図面について見えにくい場合には、A3サイズ折り畳みとすること。

(4) 14 頁に記載の部数に加え、電子データも併せて提出すること。

2 表紙の記載例

〈表 紙〉

□□年□□月□□日

出店計画書（新設・変更）

（店舗名 ○○○○○○○○）

設置者：○○株式会社

・連絡先住所・担当部局・担当者・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス

・担当者が複数の場合には、全て記載すること。

4-4 届出書、添付書類及び提出部数等

届出に必要な書類は下表のとおりで、提出先は商業・人材支援課です。届出書等は差替えできませんので、誤りがないか十分に確認した上で提出してください。

区 分	新設届出 (法第5条関係)	変更届出	
		既存店以外 (法第6条第2項関係)	既存店 (法附則第5条関係)
届 出 書 様 式	次頁～20 頁の法の様式第 1	21 頁の法の様式第 3	22 頁～23 頁の法の様式第 8
添 付 書 類	24 頁～27 頁の「添付書類記載事項一覧」の全てとする。	28 頁～29 頁の「変更届出に必要となる添付書類記載項目等一覧」に指定された記載項目，添付図面とする。	
届出書（添付書類含む）提出部数	14 頁の「届出書（添付書類含む）」欄中の「提出部数」とする。 ただし、店舗の敷地境界から 1 km 以内に仙台市以外の市町の区域を含む場合は、当該部数に宮城県及び当該市町分を各 1 部加えた部数とする。		
8 カ 月 制 限	届出後，8 カ月間は新設できない。 (法第 5 条第 4 項)	「施設の運営方法に関する事項」以外の変更の場合，届出後，8 カ月間は変更できない。 (法第 6 条第 4 項，法附則第 5 条第 4 項)	
	8 カ月制限がかかる場合については，4 頁～7 頁の「届出又は報告が必要な場合及び届出又は報告時期等」の表中の「届出又は報告時期」欄参照		
軽 微 な 変 更 (法第 6 条第 4 項ただし書き)		「店舗に附属する施設の位置の変更」で，「周辺地域の生活環境に与える影響が変更前に比して変化しない」と市が認める「軽微な変更」については，「8 カ月制限」は無 (施行規則第 8 条)	「一時的な変更，店舗に附属する施設の位置の変更又は店舗面積の合計を減少させる変更」で，「周辺地域の生活環境に与える影響が変更前に比して変化しない」と市が認める「軽微な変更」については，「8 カ月制限」は無 (施行規則附則 2)
		「軽微な変更」として申請する場合は，届出書と併せて，55 頁の要綱の様式第 1（軽微変更適用申請書）を 1 部提出すること。 市は申請内容を審査し，届出者に対して，「軽微な変更」として， ① 認める場合は，「軽微変更承認通知書」を送付します。この場合，11 頁の「手続の流れ」中，「大規模小売店舗設置者の説明会の開催」及び「仙台市の意見」以降の手続は不要となります。ただし，「住民等の意見」の対象にはなりません。 ② 認めない場合には，「軽微変更不承認通知書」を送付します。この場合，通常の変更手続を行うこととなります。	
届出不要な変更（法第 6 条第 2 項ただし書き）		適用有 (施行規則第 7 条)	適用無
		4 頁～7 頁の「届出又は報告が必要な場合及び届出又は報告時期等」の表中の「要綱第 24 条第 2 項」に基づく報告の場合を参照	

4-5 届出書及び添付書類の作成要領

1 留意事項

- (1) 全ての書類に必ず頁番号を記載すること。
- (2) 用紙はA4サイズとすること。ただし、添付図面について見えにくい場合には、A3サイズ折り畳みとすること。また、電子データも併せて提出すること。

2 届出書の作成要領

- (1) 法の様式第1の作成要領（新設 法第5条第1項）

様式第1（施行規則第3条関係）

大規模小売店舗届出書

年 月 日

仙台市長 様

株式会社 ○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○
○○市○○区○○町○丁目○番○号

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

○○○○店
仙台市○○区○○町○丁目○番○

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

番号	小 売 業 者		住 所
	氏名又は名称	代表者（法人の場合）	
1	(株)△△△	代表取締役社長 ○○ ○○	○○市○○区○○町○丁目○番○号
2	(有)□□□	代表取締役 ○○ ○○	○○市○○区○○町○丁目○番○号
3	○○○○○	代表取締役 ○○ ○○	○○市○○区○○町○丁目○番○号
4	(株)△△△	代表取締役社長 ○○ ○○	○○市○○区○○町○丁目○番○号
5	(有)□□□	代表取締役 ○○ ○○	○○市○○区○○町○丁目○番○号
6	○○○○○	代表取締役 ○○ ○○	○○市○○区○○町○丁目○番○号

※店舗面積が1,000㎡を超える小売業者については、必ず記載すること。

3 大規模小売店舗の新設をする日

○○年○○月○○日 ※届出日から8カ月以降の日付をご記入ください。

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

○, ○○○㎡

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

番号	位 置	収容台数
1	建物北側 (○頁図面No.○)	○○台
2	建物南側 (○頁図面No.○)	○○台
合 計		○○○台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

番号	位 置	収容台数
1	建物北側 (○頁図面No.○)	○○台
2	建物南側 (○頁図面No.○)	○○台
合 計		○○○台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

番号	位 置	面 積
1	建物北側 (○頁図面No.○)	○○m ²
2	建物南側 (○頁図面No.○)	○○m ²
合 計		○○○m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

番号	位 置	容 量
1	建物北側 (○頁図面No.○)	○○m ³
2	建物南側 (○頁図面No.○)	○○m ³
合 計		○○○m ³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

番号	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備 考
1	株△△△	○○時○○分	○○時○○分	
2	有□□□	○○時○○分	○○時○○分	
3	○○○○	○○時○○分	○○時○○分	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

番号	位 置	時間帯
1	建物北側 (○頁図面No.○)	○○時○○分～○○時○○分
2	建物南側 (○頁図面No.○)	○○時○○分～○○時○○分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

番号	出入口の数	位 置
1	2箇所	駐車場北側 (○頁図面No.○, ○)
2	4箇所	駐車場南側 (○頁図面No.○, ○, ○, ○)

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	位 置	時間帯
1	建物北側 (○頁図面No.○)	○○時○○分～○○時○○分
2	建物南側 (○頁図面No.○)	○○時○○分～○○時○○分

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(2) 法の様式第3の作成要領（変更 法第6条第2項）

様式第3（施行規則第7条関係）

変更届出書

年 月 日

仙台市長 様

株式会社 ○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○
○○市○○区○○町○丁目○番○号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
○○○○店
仙台市○○区○○町○丁目○番○
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
※19 頁の3～前頁の6に記載されている届出事項のうち、変更しようとする事項について、
変更前、変更後について記載すること。
- 3 変更する年月日
○○年○○月○○日
※8カ月制限がかかる場合は、届出日から8カ月以降の日付をご記入ください。
- 4 変更する理由
※具体的に記載すること。

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(3) 法の様式第8の作成要領（既存店の変更 法附則第5条第1項）

様式第8（施行規則第20条関係）

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

仙台市長 様

株式会社 ○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○
○○市○○区○○町○丁目○番○号

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
○○○○店
仙台市○○区○○町○丁目○番○

- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）

※下記4の（2）～（4）に記載されている届出事項のうち、変更しようとする事項について、変更前、変更後について記載すること。

なお、下記4には、当該変更事項以外の事項について記載すること。

- 3 変更する年月日
○○年○○月○○日

※8カ月制限がかかる場合は、届出日から8カ月以降の日付をご記入ください。

- 4 上記2の変更にかかるもの以外の事項

※以下の(1)～(4)に掲げる事項のうち、上記2の「変更しようとする事項」以外について、全て記載すること。

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

番号	小 売 業 者		住 所
	氏名又は名称	代表者（法人の場合）	
1	(株)△△△	代表取締役社長 ○○ ○○	○○市○○区○○町○丁目○番○号
2	(有)□□□	代表取締役 ○○ ○○	○○市○○区○○町○丁目○番○号
3	○○○○○	代表取締役 ○○ ○○	○○市○○区○○町○丁目○番○号

- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

○, ○○○㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

番号	位 置	収容台数
1	建物北側 (○頁図面No.○)	○○台
2	建物南側 (○頁図面No.○)	○○台
合 計		○○○台

② 駐輪場の位置及び収容台数

番号	位 置	収容台数
1	建物北側 (○頁図面No.○)	○○台
2	建物南側 (○頁図面No.○)	○○台
合 計		○○○台

③ 荷さばき施設の位置及び面積

番号	位 置	面 積
1	建物北側 (○頁図面No.○)	○○m ²
2	建物南側 (○頁図面No.○)	○○m ²
合 計		○○○m ²

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

番号	位 置	容 量
1	建物北側 (○頁図面No.○)	○○m ³
2	建物南側 (○頁図面No.○)	○○m ³
合 計		○○○m ³

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

番号	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備 考
1	株△△△	○○時○○分	○○時○○分	
2	有□□□	○○時○○分	○○時○○分	
3	○○○○	○○時○○分	○○時○○分	

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

番号	位 置	時間帯
1	建物北側 (○頁図面No.○)	○○時○○分～○○時○○分
2	建物南側 (○頁図面No.○)	○○時○○分～○○時○○分

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

番号	出入口の数	位 置
1	2箇所	駐車場北側 (○頁図面No.○, ○)
2	4箇所	駐車場南側 (○頁図面No.○, ○, ○, ○)

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	位 置	時間帯
1	建物北側 (○頁図面No.○)	○○時○○分～○○時○○分
2	建物南側 (○頁図面No.○)	○○時○○分～○○時○○分

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

4-6 添付書類記載事項一覧

- a：法第5条第1項及び施行規則第3条に定める届出事項
b：施行規則第4条に定める事項
c：指針に定める事項
d：仙台市の関連条例，規則，要綱等により市が必要とする事項
e：出店計画書の提出に必要な事項（出店計画書提出時点で準備が難しい場合は商業・人材支援課にご相談ください）

*の項目は，これを提出することによって，仙台市の関連条例，規則，要綱等に基づく協議，審査が大規模小売店舗立地法の事前協議と同時に行うことができる項目です。

- *1の項目は，「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」に基づく設置基準の審査資料とすることができます。
*2の項目は，「仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」に基づく設置基準の審査資料とすることができます。
*3の項目は，「仙台市ごみ集積施設の設置等に関する指導要綱」に基づく「ごみ集積施設設置協議願書」に添付する資料となります。
*4の項目は，「仙台市『杜の都』景観計画」に基づく協議の資料とすることができます。
*5の項目は，「杜の都の環境をつくる条例」に基づく緑化基準の審査資料とすることができます。

（注1）「変更届出」の場合は，28頁～29頁の指定された記載項目，添付図面についてのみ作成すること。

記 載 項 目	a	b	c	d	e	協議分野
1 計画地及び店舗施設計画の概要				○	○	
（1）店舗の名称，住所及び所在地	○				○	
（2）計画地の概要						
① 敷地面積及び土地の所有形態				○	○	
② 法令上の用途等				○	○	
③ 現在の利用状況				○	○	
（3）計画地周辺の概要						
① 隣接地の用途現況				○	○	
② 都市計画事業の有無とその内容				○	○	
③ 街並みづくり計画の有無とその内容			○		○	
（4）建物の構造及び規模						
① 建物構造				○	○	
② 店舗面積の合計及び内訳	○			○	○	
（5）その他の施設計画と各施設の面積	○			○	○	
（6）駐車場及び駐輪場						
① 駐車場の（予定）収容台数	○				○	
② 駐輪場の（予定）収容台数	○				○	
（7）各種行政手続等スケジュール						
① 建築関係等各工程スケジュール				○	○	
② 着工予定年月日／完成予定年月日				○	○	
2 主として販売する物品の種類		○			○	
3 店舗周辺の地域の生活環境の保持のために配慮する事項の概要					○	
（1）駐車場の収容台数等						
* 1 ①-1 駐車場必要台数算出根拠（利用者層が同一の複合施設を含む。）（指針及び市基準による算出の場合）		○			○	交 通
①-2 駐車場必要台数算出根拠（特別の事情があるため，指針及び市基準によらない算出とする場合）						

記 載 項 目		a	b	c	d	e	協議分野
* 1	② 駐車場の構造, 収容台数, 面積, 敷地の状況	○			○	○	
* 1	③ その他の駐車場 (従業員駐車場, 利用者層が異なる複合施設の駐車場)			○		○	
	④ 来客が駐車場を利用できる時間帯	○				○	
	(2) 駐車場の構造等						
	① 駐車場の出入口の数	○				○	
	② 駐車場の入庫処理能力						
	③ 敷地内駐車待ちスペース		○			○	
	④ 駐車場の分散確保の有無						
	⑤ 駐車場内や出入口付近の交通への支障を回避するための方策			○		○	
	⑥ 敷地周辺の道路状況			○		○	
	⑦ 交通量調査の結果			○			
	⑧ 開店後の周辺道路の交通量予測結果		○				
	⑨ 交差点の解析結果			○			
	〔資料〕交通量調査結果			○			
	〔資料〕現況と開店後の交通量予測結果		○				
	〔資料〕交差点の解析結果			○			
	(3) 経路の設定等						
	① 自動車の経路及び管理体制等		○			○	
	② 通学路についての交通対策			○		○	
	③ その他の交通対策等				○	○	
	④ 歩行者の通行の利便の確保等のための方策			○		○	
	(4) 駐輪場の計画						交 通
* 2	① 駐輪場の構造, 収容台数, 面積等	○			○	○	
* 2	②-1 駐輪場必要台数算出根拠 (条例による算出の場合)			○	○	○	
	②-2 駐輪場必要台数算出根拠 (条例によらない算出とする場合)			○	○	○	
	③ 駐輪場への経路及び管理体制等			○		○	
	(5) 荷さばき施設の計画						
	① 荷さばき施設の面積, 構造等	○			○	○	
	② 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯		○			○	総 括
	(6) 防災対策への協力			○		○	
	(7) 騒音の予測と騒音対策						騒 音 ・ 照 明
	① 騒音対策に関する施設の配置等		○		○	○	
	② 荷さばき施設及び作業に関する騒音対策の概要			○		○	
	③ BGM等の営業宣伝活動の計画と騒音対策			○	○	○	
	④ 冷却塔, 冷暖房設備の室外機又は送風機の稼動時間帯, 規模・能力・騒音レベル等		○		○	※	
	⑤ 駐車場に関する騒音対策			○		○	
	⑥ 廃棄物等収集作業に関する騒音対策			○		○	
	⑦ 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠						
	⑦-1 昼間の等価騒音レベル (指針及び市基準による予測の場合)						
	(⑦-1) 夜間の等価騒音レベル (指針及び市基準による予測の場合)		○				
	⑦-2 昼間, 夜間の等価騒音レベル (特別の事情があるため, 指針及び市基準によらない予測とする場合)						

記 載 項 目		a	b	c	d	e	協議分野
	⑧ 夜間（午後 10 時～午前 6 時）において発生することが見込まれる騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果及び算出根拠						騒音・照明
	⑧－1 夜間において発生することが見込まれる騒音レベルの最大値（指針及び市基準による予測の場合）		○				
	⑧－2 夜間において発生することが見込まれる騒音レベルの最大値（特別の事情があるため、指針及び市基準によらない予測とする場合）						
* 3	（8）廃棄物等に関する処理計画						廃 棄 物
	①－1 廃棄物等の排出量等の予測算出根拠（指針による算出の場合）		○			○	
	①－2 廃棄物等の排出量等の予測算出根拠（特別の事情があるため、指針によらない算出とする場合）		○			○	
	② 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況			○		○	
	③ 廃棄物の減量・リサイクル年間計画				○	○	
	④ 廃棄物等保管施設の計画	○			○	○	
	⑤ 廃棄物等の運搬方法に関する計画				○	○	
	⑥ 廃棄物等の処理方法に関する計画				○	○	
	⑦ 小売業者における廃棄物等の運搬・処理方法に関する計画				○	○	
* 3	⑧ 食品加工場等の計画			○		○	廃 棄 物
* 4	（9）街並みづくり等への配慮						街 並 み
	① 景観及び屋外広告物に関する計画				○		
	② 緑化計画				○		
* 5	③ 屋外照明、広告塔照明等の計画と光害対策			○			街 並 み 騒音・照明
4 添付図面等							
（1）計画地位置図（図面番号 1－①）			○			○	
（2）建物位置・隣接地の用途現況図（図面番号 2－①）			○		○	○	
（3）建物配置図（図面番号 3－①）			○			○	
（4）敷地の用途地域図（図面番号 6－①）					○	○	
（5）店舗配置図（図面番号 4－①）			○			○	
（5）-2 店舗面積詳細図（図面番号 4－①）		○	○			○	総 括
（6）駐車場位置図（図面番号 3－②）		○	○	○	○	○	交 通
（7）駐車場各階平面図（図面番号 4－②）		○	○	○	○	○	騒音・照明
（8）周辺道路現況図（図面番号 1－②）					○	○	交 通
（9）周辺道路現況図（図面番号 2－②）					○	○	
（10）自動車・歩行者案内経路図（図面番号 2－③）			○	○		○	交 通 騒音・照明
（11）駐輪場位置図（図面番号 3－③）		○		○	○	○	交 通
（12）駐輪場各階平面図（図面番号 4－③）		○			○	○	
（13）荷さばき・廃棄物保管施設等位置図（図面番号 3－④）		○	○	○		○	交 通 騒音・照明 廃 棄 物
（14）荷さばき施設平面図（図面番号 4－④）		○			○	○	交 通
（15）騒音発生源施設・遮音壁・騒音予測地点等位置図（図面番号 3－⑤）			○	○			騒音・照明
（16）廃棄物・リサイクル品保管施設平面図、立面図、断面図（図面番号 4－⑤）				○	○		廃 棄 物
（17）現況写真撮影位置図（図面番号 2－④）					○	○	街 並 み
（18）現況写真					○	○	
（19）建物完成予想図（図面番号 7－①）					○		

(20) 建物の外観図（図面番号 5－①）				○		
(21) 緑化計画図（図面番号 3－⑦）				○		
(22) 景観チェックリスト				○		
(23) 広告物等計画図（サイン計画図を含む）			○	○		
(24) 屋外照明・広告塔照明位置図（図面番号 3－⑥）			○	○		騒音・照明 街並み
(25) 法人は登記事項証明書，個人は住民票の写し	○	○				
(26) 緑地管理計画表				○		街並み

※ 3（7）④…出店計画書提出時点で決まっている場合はご提出ください。

4-7 変更届出に必要なとなる添付書類記載項目等一覧

1 事前協議が必要な変更届出の場合

24 頁の 1 及び 2 の項目は必ず記載してください。

以下の表は、事前協議が必要な変更届出の際に、24 頁～27 頁の 3 及び 4 のうち原則として必要となる記載項目、添付図面を示しています。届出内容が複数に亘る場合等は、内容に応じて判断してください。

なお、立地場所、届出内容等で変わることがありますので、ご了承願います。詳しくは、15 頁の「一覧」表の「分野」ごと「協議担当課」と協議してください。

区分	変更内容	最低限必要となる記載項目、添付図面 (24 頁～27 頁の「記載項目」欄の番号で表示)
既存店以外の変更	大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるもので、それまでの届出面積が 10,000 m ² 以下で、増加部分の面積が「1 割を超える」場合	3-(1)-①～③, 3-(4)-①～②, 3-(7)-④・⑦(※1)・⑧, 3-(8)-①～④, 3-(9)-①～③, 4-(1)～(7)・(11)～(13)・(15)～(22)
	大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるもので、それまでの届出面積が 10,000 m ² 以上で、増加部分の面積が「1,000 を m ² 超える」場合	
	駐車場の位置及び収容台数の減少	3-(1)-①～③, 3-(2)-①～⑥, 3-(3)-①～④, 3-(7)-①・⑤・⑦(※1)・⑧, 4-(1)～(10)・(15)
	駐輪場の位置及び収容台数の減少	3-(4)-①～③, 4-(1)～(5)・(11)～(12)
	荷さばき施設の位置及び面積の減少	3-(5)-①～②, 3-(7)-①～②・⑦(※1)・⑧, 4-(1)～(5)・(13)～(15)
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量の減少	3-(7)-①・⑥・⑦(※1)・⑧, 3-(8)-①～④, 4-(1)～(5)・(13)・(15)～(16)
	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰上げ又は閉店時刻の繰下げ	3-(3)-②(※2), 3-(7)-①・③～④・⑦(※1)・⑧, 3-(8)-①～④(※2), 3-(9)-③, 4-(1)～(5)・(13)・(※2)・(15)・(16)(※2)
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	3-(3)-②(※2), 3-(7)-①・⑤・⑦(※1)・⑧, 3-(9)-③, 4-(1)～(7)・(15)
	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	3-(1)-①～③, 3-(2)-①～⑥, 3-(3)-①～④, 3-(7)-①・⑤・⑦(※1)・⑧, 4-(1)～(10)・(15)
既存店の変更	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	3-(5)-①～②, 3-(7)-①～②・⑦(※1)・⑧, 4-(1)～(5)・(15)
	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2, 3-(1)-①～③, 3-(4)-①～②, 3-(7)-④・⑦～⑧, 3-(8)-①～④, 3-(9)-①～③, 4-(1)～(7)・(11)～(13)・(15)～(22)
	駐車場の位置及び収容台数	2, 3-(1)-①～③, 3-(2)-①～⑥, 3-(3)-①～④, 3-(7)-①・⑤・⑦～⑧, 4-(1)～(10)・(15)
	駐輪場の位置及び収容台数	2, 3-(4)-①～③, 4-(1)～(5)・(11)～(12)
既存店の変更	荷さばき施設の位置及び面積	2, 3-(5)-①～②, 3-(7)-①～②・⑦～⑧, 4-(1)～(5)・(13)～(15)

区分	変 更 内 容	最低限必要となる記載項目, 添付図面 (24 頁～27 頁の「記載項目」欄の番号で表示)
既存店 の変 更	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	2, 3-(7)-①・⑥～⑧, 3-(8)-①～④, 4-(1)～(5)・(13)・(15)～(16)
	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	2, 3-(3)-②(※2), 3-(7)-①・③～④・⑦～⑧, 3-(8)-①～④(※2), 3-(9)-③, 4-(1)～(5)・(13) (※2)・(15)・(16) (※2)
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	2, 3-(3)-②(※2), 3-(7)-①・⑤・⑦～⑧, 3-(9)-③, 4-(1)～(7)・(15)
	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	2, 3-(1)-②～③, 3-(2)-①～⑥, 3-(3)-①～③, 3-(7)-①・⑤・⑦～⑧, 4-(1)～(10)・(15)
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	2, 3-(7)-①～②・⑦～⑧, 4-(1)～(5)・(15)

※1「3-(7)-⑦」については、午前7時から午後9時の間での変更で、「周辺地域の生活環境に与える影響が変更前に比して変化しない」と認められる場合には、不要となる場合がありますので、協議担当課と協議してください。

※2「3-(3)-②」,「3-(8)-①～④」及び「4-(13)・(16)」については、24時間営業の場合に必要なものがありますので、協議担当課と協議してください。

2 事前協議が不要な変更届出の場合

区分	変 更 内 容	最低限必要となる記載項目, 添付図面 (24 頁～27 頁の「記載項目」欄の番号で表示)
既存店 以外 の変 更	大規模小売店舗の新設をする日の繰上げ	無
既存店 の変 更	軽 微 な 変 更 店舗面積の合計, 施設の配置及び施設の運営方法に関する事項の一時的な変更	2, 4-(1)～(7)・(11)～(13)

※ 24 頁の 1 及び 2 の項目は必ず記載してください。

4－8 添付書類作成要領

〈表 紙〉

届出の添付書類（新設・変更）

（店舗名 ○○○○○○○○）

□□年□□月□□日

設置者 ○○株式会社

- ※1 表題は、新設届出の場合、「届出の添付書類（新設）」とし、変更届出の場合、「届出の添付書類（変更）」とすること。
- ※2 全ての書類に必ず頁番号を記載すること。
- ※3 用紙はA4サイズとすること。ただし、添付図面については、見えにくい場合にはA3サイズ折り畳みとすること。また、電子データも併せて提出すること。

<目 次>

1	計画地及び店舗施設計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	○頁
2	主として販売する物品の種類・・・・・・・・・・・・・・・・	○頁
3	店舗周辺の地域の生活環境の保持のために配慮する事項の概要・・・・・・・・	○頁
(1)	駐車場の収容台数等・・・・・・・・・・・・・・・・	○頁
①ー1	駐車場必要台数算出根拠（利用者層が同一の複合施設を含む。）（指針及び市基準による算出の場合）	
①ー2	駐車場必要台数算出根拠（特別の事情があるため、指針及び市基準によらない算出とする場合）	
②	駐車場の構造、収容台数、面積、敷地の状況	
③	その他の駐車場（従業員駐車場、利用者層が異なる複合施設の駐車場）	
④	来客が駐車場を利用できる時間帯	
(2)	駐車場の構造等・・・・・・・・・・・・・・・・	○頁
①	駐車場の出入口の数	
②	駐車場の入庫処理能力	
③	敷地内駐車待ちスペース	
・		
・		
・	（以下、略）	
・		
・		

目次については、24 頁～27 頁「添付書類記載事項一覧」の「記載項目」欄に基づき、上記のように作成すること。

1 計画地及び店舗施設計画の概要

(1) 店舗の名称、住所及び所在地

名 称

住 所

所在地

- ・店舗名称は、新設の場合は、設置後予定している名称（仮称も可）を記載すること。
- ・住所は計画地の住所、所在地は計画地の土地登記簿上の地番、筆数を記載すること。

(2) 計画地の概要

① 敷地面積及び土地の所有形態

建 物 敷 地	○,○○○㎡	自己所有
駐 車 場 用 地	○,○○○㎡	賃貸借契約予定
合 計	○,○○○㎡	

- ・敷地面積は、用途別に分けて記載すること。
- ・所有形態は、「自己所有」及び「借地」の区分を記載すること。

② 法令上の用途等

- ・都市計画区域を記載すること。市街化区域では、用途地域（建ぺい率・容積率も含む）特別用途地区、高度地区、防火地域、駐車場整備地区、風致地区、大規模集客施設制限地区等まで記載すること。また、用途地域等の面積制限に適合している旨を確認すること。
- ・土地造成及び建築にあたって法令上の制限等がある場合は、その旨を記載すること。なお、法令上不可能な地域、例えば、市街化調整区域、第1種住居専用地域、工業専用地域等での計画については、解除等の見通しのあるもの、又は、除外規定の対象となるものである場合は、その見通し及び作業日程、法令上の根拠、関係各機関の意見等これを証する書類を提示すること。

③ 現在の利用状況

- ・計画地の現在の土地利用形態を記載すること。
- ・農地の場合は転用の見込みを、建物が現存する場合は、その所有関係（自己所有でない場合は確保の見通し）を示し、資料を提示すること。
 (例) 農地：○月○日転用予定
 工場、倉庫等の建物：自己所有予定（○月○日売買契約締結予定） 等

(3) 計画地周辺の概要

① 隣接地の用途現況

- ・計画地の周囲4方向の隣接地（道路を隔てた隣接地も含む。）の建物等の用途現況について、その概要を記載すること。
 (例) 低層住宅、高層住宅、工場、事務所、商店、学校、病院 等

② 都市計画事業の有無とその内容

※土地造成及び建築工事を伴わない変更の場合は不要

- ・敷地の市街地再開発事業、土地区画整理事業等の都市計画事業の有無とその概要を記載すること。

③ 街並みづくり計画の有無とその内容

※土地造成及び建築工事を伴わない変更の場合は不要

- ・計画地の街並みづくり計画の有無とその概要を記載し、適合している旨を確認すること。(例) 景観地区、地区計画、風致地区、建築協定 等

(4) 建物の構造及び規模

① 建物構造

- ・2棟以上に分かれる場合は、それぞれについて記載すること。
(例) 鉄骨造, 鉄筋コンクリート造/地下〇階, 地上〇階 等

② 店舗面積の合計及び内訳

- イ 店舗面積 〇,〇〇〇㎡ ロ 建築面積 〇,〇〇〇㎡
ハ 延床面積 〇,〇〇〇㎡ ニ 各階ごとの店舗面積及び延床面積等

- ・ニについては、下表のように記載すること。

階 数	店舗面積	そ の 他 の 施 設		延床面積
		面 積	用 途	
3 F	1,000 ㎡	500 ㎡	飲食店	2,000 ㎡
2 F	2,500 ㎡			3,000 ㎡
1 F	2,500 ㎡	50 ㎡	クリーニング	3,000 ㎡
計	6,000 ㎡	550 ㎡		8,000 ㎡

(5) その他の施設計画と各施設の面積

利用者層が同一の複合施設		利用者層が異なる複合施設		
① 飲食施設	〇〇〇㎡	① オフィス	(株)〇〇	〇〇〇㎡
イ 中華	〇〇〇㎡			
ロ ファーストフード	〇〇㎡			
② ゲームセンター	〇〇〇㎡	② マンション (別棟)	(株)〇〇	〇〇〇㎡
③ クリーニング店	〇〇〇㎡	③ ホテル (別棟)	(株)〇〇	〇〇〇㎡
合 計	〇〇〇㎡	合 計		〇〇〇㎡

- ・「利用者層が同一の複合施設 (レストラン, ゲームセンター, クリーニング店等の施設を利用する者が, 小売店舗を利用する者と概ね一致すると想定される施設)」と「利用者層が異なる複合施設 (オフィス, マンション, ホテル等の施設を利用する者が, 小売店舗を利用する者と必ずしも一致しないと想定される施設)」に分け, それぞれの面積を記載すること。
- ・別棟で設置されるものについても, その旨を表示して記載すること。
- ・各施設の事業主体についても, 可能な限り記載すること。
- ・専門委員会への付議にあたっては, 非物販テナントであっても, 決まっている場合は情報提供すること。

(6) 駐車場及び駐輪場

- ① 駐車場の (予定) 収容台数 〇〇〇台 (指針及び市基準による必要駐車台数 〇〇〇台)
② 駐輪場の (予定) 収容台数 〇〇〇台

- ・新設の場合は, 予定収容台数及び必要駐車台数を記載すること。変更の場合は, 予定収容台数又は現在の収容台数及び必要駐車台数を記載すること。

(7) 各種行政手続等スケジュール ※土地造成及び建築工事を伴わない変更の場合は不要

- ① 建築関係等各工程スケジュール ※別紙も可
② 着工予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
完成予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

2 主として販売する物品の種類

小 売 業 者 名	主として販売する物品の種類
(株)〇〇〇〇	食料品
△△△(株)	生活雑貨品
(株)△△△	〇〇〇〇〇〇

- ・小売業者ごとに記載すること。なお、店舗面積が 1,000 m²を超える小売業者については、必ず記載すること。
- ・専門委員会への付議にあたっては、1,000 m²以下の小売店舗についても、決まっている場合は情報提供すること。

3 店舗周辺の地域の生活環境の保持のために配慮する事項の概要

(1) 駐車場の収容台数等

※下記の①－1，①－2については、どちらかの方法で記載すること。

①－1 駐車場必要台数算出根拠（利用者層が同一の複合施設を含む。）（指針及び市基準による算出の場合）

項 目	数 値 等	各項目算出のための計算式等
地 区 区 分	地区	←（理由： 地域）
S：店舗面積	千m ²	
A：店舗面積当たり日来店客数 原単位	人／千m ²	←
B：ピーク率	14.4%	
L：駅からの距離	m	←（駅名 ）
C：自動車分担率	%	←
D：平均乗車人員	人／台	←（小数点第三位以下四捨五入）
E：平均駐車時間係数		←（小数点第三位以下四捨五入）
必要駐車台数（小売店舗分）	台	← $S \times A \times B \times C \div D \times E$ （小数点以下四捨五入）
必要駐車台数（併設施設分）	台	下表のとおり
必要駐車台数（合計）	台	

併設施設を含めた必要駐車台数は、小売店舗の利用者と概ね利用者層が一致すると想定される施設が併設されている場合で、当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えない範囲であるときは、当該小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された必要駐車台数の内数とみなし、2割を超えた場合は、当該必要駐車台数に、その割合（併設施設割合：X）に応じた比率式を乗じることにより得られる台数を整備することが必要となるので、下表に記載すること。

※施設ごとに区分して記載できないときは合計の面積で記載すること。

〔利用者層が同一の複合施設の駐車場〕

名 称	営 業 内 容	面 積
		m ²
		m ²
合 計（s）		m ²
小売店舗面積（S）		m ²
併設施設割合（X） （s / S × 100）		% （小数点第二位四捨五入）
必要駐車台数（合計）		台
必要駐車台数（併設施設分）		台

併施設割合（X）に応じた比率式（いずれかに☑）

☐ $20 < X \leq 50$ $(0.010X + 0.80) \times$ 小売店舗の必要駐車台数 = 台

☐ $50 < X \leq 80$ $(0.008X + 0.90) \times$ 小売店舗の必要駐車台数 = 台

☐ $80 < X$ $(0.002X + 1.38) \times$ 小売店舗の必要駐車台数 = 台

開店後に届出時の予測数値と大きく乖離し、駐車場の収容台数が不足した場合の対応

①ー２ 駐車場必要台数算出根拠（特別の事情があるため、指針及び市基準によらない算出とする場合）

指針及び市基準によらない算出とする特別の理由：

必要駐車台数： 台

必要駐車台数算出根拠：

・指針に定める「既存類似店のデータ」等を必ず添付すること。

開店後に届出時の予測数値と大きく乖離し、駐車場の収容台数が不足した場合の対応

② 駐車場の構造、収容台数、面積、敷地の状況

駐車場の 場 所	構 造	収容台数				面積	契約形態
		一般用		身障者用			
○頁図面 No.○		× m	台	× m	台	㎡	
		× m	台				
○頁図面 No.○			台		台	㎡	
合 計		台		台		㎡	

・駐車場の場所ごとに記載すること。

・構造は、下記の中から選択して記載すること。（以下、同じ。）

建物外平面駐車場（自走式）	平面駐車場（機械式・専用建物）
専用駐車場ビル（自走式）	平面駐車場（機械式・共用建物）
地下駐車場（自走式）	循環駐車場（機械式・専用建物）
地下以外建物内駐車場（自走式）	循環駐車場（機械式・共用建物）

・契約形態は、下記の中から選択して記載すること。

 自社 民間契約 公共

③ その他の駐車場（従業員駐車場、利用者層が異なる複合施設の駐車場）

〔従業員駐車場〕

種 類	有無の別	小売店舗駐車場との共用関係	収容台数	備 考
従業員駐車場 (○頁図面No.○)	有・無	共用・別途	台	(従業員数 人)
業務用駐車場 (○頁図面No.○)	有・無	共用・別途	台	
合 計			台	

[利用者層が異なる複合施設の駐車場]

名 称	営業内容	小売店舗駐車場 との共用関係	面積	必要駐 車台数	収容台数
		共用・別途	m ²	台	台 (○頁図面No.○)
		共用・別途	m ²	台	台 (○頁図面No.○)
合 計			m ²	台	台
必要駐車台数の算出根拠：					

④ 来客が駐車場を利用できる時間帯

駐車場の場所	構 造	利用時間帯
○頁図面No.○		〇〇時〇〇分 ～ 〇〇時〇〇分
○頁図面No.○		〇〇時〇〇分 ～ 〇〇時〇〇分

・利用時間帯は、開店前に周辺道路に車が並ばないよう、又、閉店後に来客が確実に駐車場から出られるよう、開店時刻前及び閉店時刻と駐車場利用終了時刻の間に 30 分以上設け、開・閉店時刻の前後に余裕を持った設定とすること。

(2) 駐車場の構造等

① 駐車場の出入口の数

駐車場の場所	構 造	出入口の数	出入口の場所	備 考
○頁図面No.○		箇所	○頁図面No.○, ○	
○頁図面No.○		箇所	○頁図面No.○, ○	
合 計		箇所		

② 駐車場の入庫処理能力

※発券ブースがある場合に記載すること。

出入口の場所	1 時間あたり入庫処理能力	ピーク 1 時間に予想される 来客の自動車台数	料 金 徴 収 の有無
○頁図面No.○	台	台	有・無
○頁図面No.○	台	台	有・無

・入庫処理能力は、下記の計算式により算出された数値を記載すること。

$$60 \text{ 分} / (\text{メーカーから提供される 1 台あたりの処理時間} + \text{乗客の乗降時間}) \times \text{発券ブース等の台数 (一つの入口で発券ブースが複数台設置されている場合)}$$

③ 敷地内駐車待ちスペース

出入口の場所	駐車待ちスペースの長さ	必要な駐車待ちスペース		発券ブース の有無
		長 さ	算 出 根 拠	
○頁図面No.○	m	m		有・無
○頁図面No.○	m	m		有・無
駐車待ちスペースを設置しない場合の対策：				

④ 駐車場の分散確保の有無

駐車場の分散確保の有無	そ の 理 由
有 (○頁図面No.○)	
無	

⑤ 駐車場内や出入口付近の交通への支障を回避するための方策

交通整理員の配置	配置場所：(○頁図面No.○) 配置場所：(○頁図面No.○)	人数： 人 人数： 人
その他交通への支障を回避する方策		

⑥ 敷地周辺の道路状況

項 目	○頁図面・道路No.○ (路線名：)	○頁図面・道路No.○ (路線名：)	○頁図面・道路No.○ (路線名：)
道路幅員・車線数 歩道の有無・幅員	m・ 車線 有・無 m	m・ 車線 有・無 m	m・ 車線 有・無 m
交通規制			
信号交差点数（うち 右折帯設置交差点 数）	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)
横断歩道等の状況	有・無 ()	有・無 ()	有・無 ()
通学路の有無 利用者数	有・無 約 人	有・無 約 人	有・無 約 人
バス路線の有無	有・無	有・無	有・無

・「横断歩道等の状況」欄の括弧内には、横断者の多寡及び近くの学校等公共施設名を記載すること。

⑦ 交通量調査の結果

調 査 年 月 日	年 月 日 ()	年 月 日 ()
調 査 場 所	(○頁図面No.○)	(○頁図面No.○)
調 査 の 方 法		
調査の委託先		

○頁「交通量調査結果」のとおり。(次頁「記入例」参照)

- ・調査場所は原則として、経路予定の店舗周辺最寄の交差点とする。
- ・調査時間帯は、開店から閉店の時間帯プラス前後1時間とする。
- ・調査は、平日、休日各1日行い、車種（オートバイ、小型貨物車、乗用車、大型貨物車、バス）ごとに時間帯別、方向別台数を調査すること。

⑧ 開店後の周辺道路の交通量予測結果

予 測 方 法	
予 測 の 根 拠	

○頁「現況と開店後の交通量予測結果」のとおり。(40頁「記入例」参照)

- ・予測値は、ピーク時の利用者層が「同一」又は「異なる」複合施設の利用者を含めたトータル値とする。
- ・予測場所は原則として、経路予定の店舗周辺最寄の交差点とする。

- ・開店から閉店の時間帯プラス前後 1 時間について， 1 時間ごとの台数を方向別に予測し，現況と開店後を比較すること。

⑨ 交差点の解析結果

○頁「交差点の解析結果」のとおり。

- ・⑧の予測交通量をもとに交差点飽和度，流入部混雑度，右折車線滞留長等の解析を行った結果を添付すること。

記入例

〔資料〕 交通量調査結果

調査地点：

調査方向 ①→②

(台)

時間帯 \ 車種	オートバイ	小型貨物	乗用車	大型車	バス	自動車合計
9 : 00～10 : 00						
10 : 00～11 : 00						
18 : 00～19 : 00						
19 : 00～20 : 00						

調査方向 ①→③

(台)

時間帯 \ 車種	オートバイ	小型貨物	乗用車	大型車	バス	自動車合計
9 : 00～10 : 00						
10 : 00～11 : 00						
18 : 00～19 : 00						
19 : 00～20 : 00						

調査方向 ①→④

(台)

時間帯 \ 車種	オートバイ	小型貨物	乗用車	大型車	バス	自動車合計
9 : 00～10 : 00						
10 : 00～11 : 00						
18 : 00～19 : 00						
19 : 00～20 : 00						

調査方向 ②→①

(台)

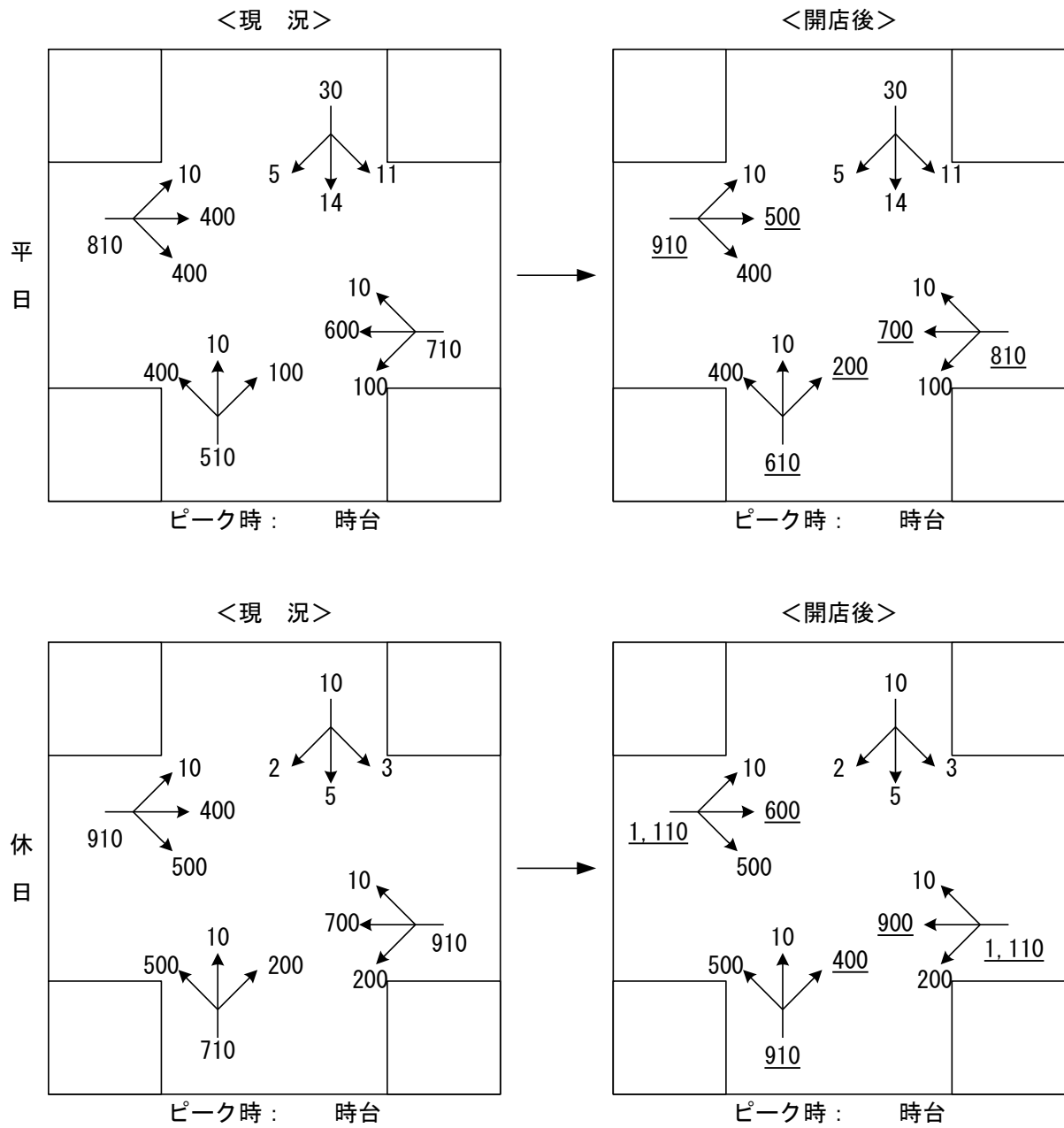
時間帯 \ 車種	オートバイ	小型貨物	乗用車	大型車	バス	自動車合計
9 : 00～10 : 00						
10 : 00～11 : 00						
18 : 00～19 : 00						
19 : 00～20 : 00						

・

・ (以下, 略)

・

〔資料〕 現況と開店後の交通量予測結果



(3) 経路の設定等

① 自動車の経路及び管理体制等

案内表示(看板等)の設置	設置場所	○頁図面No.○, No.○
	表示内容等	
ち ら し 等 の 配 布	配布方法	
	内 容 等	
交通整理員の配置	配置場所	○頁図面No.○, No.○
	人数, 日時	
営業時間外の駐車場の管理方法		
そ の 他	自 動 車 の 案 内 経 路	○頁図面No.○
	荷さばき・廃棄物収集車両等の 運 行 経 路	○頁図面No.○

② 通学路についての交通対策

--

③ その他の交通対策等

--

・都市交通政策との連携、関係機関（警察署、道路管理者等）における指摘事項への対応及び開店時の対応（交通誘導計画の作成、臨時駐車場の確保、交通整理員の配置）等について記載すること。

④ 歩行者の通行の利便の確保等のための方策

敷地周辺の歩行者通路	○頁図面No.○, No.○
夜間照明配置場所	○頁図面No.○, No.○

(4) 駐輪場の計画

※下記の②-1, ②-2については、どちらかの方法で記載すること

① 駐輪場の構造, 収容台数, 面積等

駐輪場の場所	種 別	構 造	収容台数	面積	区画の大きさ	割合
○頁図面No.○	自 転 車		台	m ²	m × m	
	原付自転車		台	m ²	m × m	
	自動二輪車		台	m ²	m × m	
○頁図面No.○	自 転 車		台	m ²	m × m	
	原付自転車		台	m ²	m × m	
	自動二輪車		台	m ²	m × m	
合 計	自 転 車		台	m ²		%
	原付自転車		台	m ²		%
	自動二輪車		台	m ²		%
	計		台	m ²		100%

②－１ 駐輪場必要台数算出根拠（条例による算出の場合）

店舗面積	設置台数	必要台数	算出式
m ²	台	台	

②－２ 駐輪場必要台数算出根拠（条例によらない算出とする場合）

必要駐輪台数： 台

必要駐輪台数算出根拠：
・既存の調査結果を必ず添付すること。

③ 駐輪場への経路及び管理体制等

駐 輪 場 へ の 経 路	○頁図面No.○，No.○	
案内表示(看板等)の設置	設 置 場 所	○頁図面No.○，No.○
	表示内容等	
交 通 整 理 員 の 配 置	配 置 場 所	○頁図面No.○，No.○
	人数，日時	
営業時間外の管理方法		
その他安全施設の設置	照 明	○頁図面No.○
	柵	○頁図面No.○
	その他	○頁図面No.○

(５) 荷さばき施設の計画

① 荷さばき施設の面積，構造等

荷さばき施設の場所	面積	同時作業可能な車の台数		プラットフォームの広さ	待機スペースの有無・広さ	荷さばきを行うことができる時間帯
		車両の大きさ	台数			
○頁図面No.○	m ²	t 車	台	m × m	有 ・ 無 m × m	○時○分～○時○分
○頁図面No.○	m ²	t 車	台	m × m	有 ・ 無 m × m	○時○分～○時○分

② 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

荷さばき施設の場所	搬出入車両の車種・大きさ	搬出入の時間帯	搬出入車両台数	平均的な荷さばき処理時間
○頁図面No.○	t 車	○時○分～○時○分	台	分
	t 車	○時○分～○時○分	台	分
ピーク時の搬出入車両台数			台	
○頁図面No.○	t 車	○時○分～○時○分	台	分
	t 車	○時○分～○時○分	台	分
ピーク時の搬出入車両台数			台	

- ・夜間時間帯及び通学時間帯に搬出入を行う場合は，搬出入車両の車種及び大きさごとに，１時間毎の搬出入車両台数，平均的な荷さばき処理時間を記載すること。
- ・搬出入車両の車種及び大きさごとに搬出入の計画を記載すること。
- ・届出事項の荷さばきを行うことができる時間帯と計画上の荷さばきを行う時間帯に乖離がある場合は，その理由を記載すること。

(6) 防災対策への協力

災害時における仙台市が実施する災害応急対策の必要に基づき、駐車場など店舗敷地の一時的な使用について、仙台市からの要請があった場合は、可能な限り協力を行う。

(7) 騒音の予測と騒音対策

① 騒音対策に関する施設の配置等

項 目	設置の有無	有の場合、その内容	
遮 音 壁	有 (○頁図面No.○) 無	高 さ	m
		厚 さ	mm
		材 質 構 造	
緑 地 帯	有 (○頁図面No.○) 無	高 さ	m
		幅	m
そ の 他 騒音軽減策	有 (○頁図面No.○) 無		

② 荷さばき施設及び作業に関する騒音対策の概要

項 目	騒 音 対 策 の 内 容
荷さばき施設の騒音対策	
荷さばき作業の騒音対策	

③ BGM等の営業宣伝活動の計画と騒音対策

BGM等使用の有無	使用時間帯	拡声器の数 (○頁図面No.○～○)	拡声器 の容量	騒音対策の内容
有・無	○時○分～ ○時○分	個		

④ 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機の稼動時間帯、規模・能力・騒音レベル等

騒音発生 源機器	設置 の有 無	有の場合、その内容				
		設置場所	規模 能力	騒音レ ベル	稼動時間帯	騒音対策
冷 却 塔	有 無	○頁図面 No.○～○	KW	dB	○時○分～ ○時○分	
室 外 機	有 無	○頁図面 No.○～○	KW	dB	○時○分～ ○時○分	
送 風 機	有 無	○頁図面 No.○～○	KW	dB	○時○分～ ○時○分	

⑤ 駐車場に関する騒音対策

駐車場の 場 所	構 造	収容 台数	利用時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
○頁図面 No.○		台	○時○分～ ○時○分		
○頁図面 No.○		台	○時○分～ ○時○分		

⑥ 廃棄物等収集作業に関する騒音対策

廃棄物等の保管施設 の場所	収集時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
○頁図面No.○	○時○分～○時○分		

○頁図面No.○	○時○分～○時○分		
----------	-----------	--	--

⑦ 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
※下記の⑦－１，⑦－２については，どちらかの方法で記載すること。

⑦－１ 昼間の等価騒音レベル（指針及び市基準による予測の場合）

（騒音レベル予測地点の場所：○頁図面No.A～D）

騒音発生源 機器等		基準距離における騒音レベル等		継続時間 (○時～○時) 又は騒音発生 回数	各予測地点ま での距離 (m)				各予測地点にお ける騒音レベル (dB)			
		騒音 レ ベ ル (dB)	根 拠		A 地 点	B 地 点	C 地 点	D 地 点	A 地 点	B 地 点	C 地 点	D 地 点
定 常 騒 音	冷 却 塔											
	室 外 機											
	送 風 機											
	給 排 気 口											
変 動 騒 音	自動車走行											
	荷さばきア イドリング											
	荷さばき後 進 ブ ザ ー											
	廃棄物収集 作業											
	B G M 等											
衝 撃 騒 音	荷さばき音											
	荷さばき台 車 走 行 音											
昼間（午前6時～午後10時）の等価騒音レベル					A地点							
(注) 等価騒音レベル算出の計算式は，○頁参照					B地点							
					C地点							
					D地点							

- ・本頁から次頁までについては，各騒音発生源の項目は，当該店舗の騒音発生源に応じて記載すること。
- ・基準距離における騒音レベルの根拠は，文献名，メーカー提示の数値等その出典を記載すること。

⑦－２ 夜間の等価騒音レベル（指針及び市基準による予測の場合）

（騒音レベル予測地点の場所：○頁図面No.A～D）

騒音発生源 機器等		基準距離における騒音レベル等		継続時間 (○時～○時) 又は騒音発生 回数	各予測地点ま での距離 (m)				各予測地点にお ける騒音レベル (dB)			
		騒音 レ ベ ル (dB)	根 拠		A 地 点	B 地 点	C 地 点	D 地 点	A 地 点	B 地 点	C 地 点	D 地 点
定 常	冷 却 塔											
	室 外 機											

騒音	送風機											
	給排気口											
変動騒音	自動車走行											
	荷さばきアイドリング											
	荷さばき後進ブザー											
	廃棄物収集作業											
	B G M 等											
衝撃騒音	荷さばき音											
	荷さばき台車走行音											
夜間（午後10時～午前6時）の等価騒音レベル								A地点				
(注)等価騒音レベル算出の計算式は、○頁参照								B地点				
								C地点				
								D地点				

⑦－２ 昼間，夜間の等価騒音レベル（特別の事情があるため，指針及び市基準によらない予測とする場合）

指針及び市基準によらない予測とする特別の理由：

等価騒音レベル算出根拠：

・騒音レベル予測地点，予測結果等を具体的に記載した資料を必ず添付すること。

⑧ 夜間（午後10時～午前6時）において発生することが見込まれる騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果及び算出根拠

※下記の⑧－１，⑧－２については，どちらかの方法で記載すること。

⑧－１ 夜間において発生することが見込まれる騒音レベルの最大値（指針及び市基準による予測の場合）

（騒音レベル予測地点の場所：○頁図面No.A～D）

騒音発生源 機器等	基準距離における騒音レベル等		継続時間 （○時～○時） 又は騒音発生回数	各予測地点までの距離（m）				各予測地点における騒音レベル（dB）				
	騒音レベル （dB）	根拠		A地点	B地点	C地点	D地点	A地点	B地点	C地点	D地点	
定常騒音	冷却塔											
	室外機											
	送風機											
	給排気口											
変動騒音	自動車走行											
	荷さばきアイドリング											

音	荷さばき後 進 ブ ザ ー											
	廃棄物収集 作業											
	B G M 等											
衝撃 騒音	荷さばき音											
	荷さばき台 車 走 行 音											

(注)騒音レベル最大値算出の計算式は、○頁参照

⑧－２ 夜間において発生することが見込まれる騒音レベルの最大値（特別の事情があるため、指針及び市基準によらない予測とする場合）

指針及び市基準によらない予測とする特別の理由：

騒音レベルの最大値算出根拠：

・騒音レベル予測地点、予測結果等を具体的に記載した資料を必ず添付すること。

（８）廃棄物等に関する処理計画

※下記の①－１，①－２については、どちらかの方法で記載すること

①－１ 廃棄物等の排出量等の予測算出根拠（指針による算出の場合）

廃棄物 等種別	S：店舗面積 (千㎡)	A：１日当たりの 廃棄物等の排 出予測量(指針 原単位×S) (t)	B：平均 保管日数 (日)	C：見かけ 比重 (t/㎡)	廃棄物等の 排出予測量 (保管容量) (A×B÷C) (㎡)
紙製廃 棄物等 (※１)	6,000 ㎡以 下の部分	(×0.208)	(※３ 日)		(※４ ㎡)
	6,000 ㎡を 超える部分	(×0.011)			
	計				
金属製 廃棄物 等	6,000 ㎡以 下の部分	(×0.007)	(※３ 日)		(※４ ㎡)
	6,000 ㎡を 超える部分	(×0.003)			
	計				
ガラス 製廃棄 物等	6,000 ㎡以 下の部分	(×0.006)	(※３ 日)		(※４ ㎡)
	6,000 ㎡を 超える部分	(×0.002)			
	計				
プラス チック 製廃棄 物等	6,000 ㎡以 下の部分	(×0.020)	(※３ 日)		(※４ ㎡)
	6,000 ㎡を 超える部分	(×0.003)			
	計				
生ごみ 等	6,000 ㎡以 下の部分	(×0.169)	(※３ 日)		(※４ ㎡)

	6,000 m ² を 超える部分 計	(×0.020)			
その他の可燃性廃棄物 等 (※2)		(×0.054)	(※3 日)		(※4 m ³)
				合 計	

(小数点以下四捨五入)

店頭回収分保管容量 (m³)

=資源化量 (t/年) ÷ 営業日数 (日) × 平均保管日数 (日) ÷ 各品目の比重 (t/m³)

廃棄物等の種類	比重 (t/m ³)	保管容量 (m ³)	回収に使用する袋・箱のサイズ・容量
飲料用紙パック			
食品トレイ			
ペットボトル			
アルミ缶			
〇〇〇			
合 計	—		—

以上より、店頭回収分の保管容量は、 ___m³ 必要 (最大保管日数 ___日分, ___m³)

- ・ 指針に定める「既存類似店」の排出実績を参考資料として添付すること。
- ・ ※1 括弧内には、資源化する紙類の種類を具体的に記載すること。
- ・ ※2 括弧内には、廃棄物等の種類を具体的に記載すること。
- ・ ※3 括弧内には、最大保管日数を記載すること。
- ・ ※4 括弧内には、※3 の最大保管日数に対応する最大保管容量を記載すること。

店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位及び見かけ比重を指針の数値によらない場合
の理由：

店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位及び見かけ比重を指針の数値によらない場合
の根拠：

特別の事情がある場合 (家電4品目等) の 廃棄物等の予測排出量 (保管容量)	m ³
廃棄物等の排出量予測算出根拠：	

①－２ 廃棄物等の排出量等の予測算出根拠 (特別の事情があるため、指針によらない
算出とする場合)

指針によらない算出とする特別の理由

廃棄物等の予測排出量（保管容量）	m ³
廃棄物等の排出量予測算出根拠：	

② 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況

廃棄物保管施設の状況	小売店舗と共用	・	小売店舗と別途確保
小売店舗と共用の場合			
施設名	小売店舗以外の施設からの廃棄物等の予測排出量	小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出量等の予測算出根拠	
	m ³		

③ 廃棄物の減量・リサイクル年間計画

区分	廃棄物等の種類		A：予測排出量 (t)	B：資源化量 (t)	資源化目標率 (B ÷ (A + B) × 100) (%)
自社排出分	紙製廃棄物等	段ボール			
		コピー用紙等			
		新聞			
		雑誌・雑紙			
	金属製廃棄物等				
	ガラス製廃棄物等				
	プラスチック製廃棄物等				
	生ごみ等	魚腸骨			
		食物残さ（食べ残し）			
		野菜くず（調理くず）			
	その他の可燃性廃棄物等	〇〇〇〇			
		〇〇〇〇			
		〇〇〇〇			
	合 計				
店頭回収分	飲料用紙パック				
	食品トレー				
	ペットボトル				
	アルミ缶				
	〇〇〇〇〇				
	合 計				

④ 廃棄物等保管施設の計画

区分	保管施設の場所	容量 (m ³)	面積 (m ²)	構 造	保管方法	附属設備の概要
廃棄物保管施設	○頁図面 No.○					
	○頁図面 No.○					
リサイクル品保管施設	○頁図面 No.○					
	○頁図面 No.○					

- ・附属設備の概要には、換気設備、脱水処理機、生ごみ処理機、空缶選別機、発泡スチロール溶融機等について記載すること。

⑤ 廃棄物等の運搬方法に関する計画

区分	廃棄物等の種類	運搬方法	予定業者名	運搬頻度	運搬先
自社排出分	コピー用紙等	自社・業者委託			
	新聞	自社・業者委託			
	雑誌・雑紙	自社・業者委託			
	段ボール	自社・業者委託			
	金属製廃棄物等	自社・業者委託			
	ガラス製廃棄物等	自社・業者委託			
	プラスチック製廃棄物等	自社・業者委託			
	生ごみ等	自社・業者委託			
	その他の可燃性廃棄物等	自社・業者委託			
店頭回収分	飲料用紙パック	自社・業者委託			
	食品トレー	自社・業者委託			
	ペットボトル	自社・業者委託			
	〇〇〇〇〇〇	自社・業者委託			

- ・廃棄物等の種類ごとにできるだけ詳細に記載すること。

⑥ 廃棄物等の処理方法に関する計画

廃棄物等の種類				
項 目				
処理方法				
予定業者名				
敷地	処理の具体的な方法			

内 処 理 の 場 合	処理関連設備の内容			
	処理施設の悪臭対策			
	処理施設の防音対策			
	処 理 施 設 の 場 所	○頁図面No.○	○頁図面No.○	○頁図面No.○

- ・廃棄物等の種類は、上記⑤と同じとする。
- ・処理方法は、敷地内処理、敷地内中間処理、敷地外処理等を記載すること。

⑦ 小売業者における廃棄物等の運搬・処理方法に関する計画

※小売業者ごとに運搬・処理を行う場合にのみ記載すること

小売業者名	廃棄物等の運搬・処理の具体的方法
(株)○○○	
○○○(株)	

- ・廃棄物等の種類ごとにできるだけ詳細に記載すること。
(例) 缶・瓶類は、再資源化のため資源化業者に引き渡し 等

⑧ 食品加工場等の計画

※食品加工場等の計画がある場合にのみ記載すること

食品加工場等の場所	○頁図面No.○	面 積	m ²
加工の具体的内容			
廃棄物等の種類			
廃棄物等の運搬・処理の具体的方法			
悪臭対策			
防水対策			

(9) 街並みづくり等への配慮

① 景観及び屋外広告物に関する計画

・仙台市「杜の都」景観計画に基づき、建築物等の設計において景観面で配慮した事項について、記載すること。 ・添付する現況写真には、撮影場所の番号を記載すること。

② 緑化計画

(植栽場所：○頁図面のとおり)

敷地面積	緑化面積	緑化率	緑 化 方 法
m ²	m ²	%	

- ・「杜の都の環境をつくる条例」及び「同条例施行規則」に基づき、緑化を行うこと。
- ・条例に基づき計画した当該敷地の緑化内容について記載すること。
- ・緑化方法については、使用する植物材料（高木や地被類等の別）や緑化の場所（地表面緑化や壁面緑化等の別）、街並みづくりに対して特に緑化で配慮した事項について記載すること。

③ 屋外照明，広告塔照明等の計画と光害対策

屋外照明，広告塔照明等の場所		① (○頁図面No.○～○)	② (○頁図面No.○～○)	③ (○頁図面No.○～○)
照明の概要	目 的			
	照明方式			
	運用管理方針			
光害対策				

- ・ 照明の概要「目的」は，「通行のため」，「防犯のため」，「誘引・演出のため」，「景観のため」等と記載すること。
- ・ 照明の概要「照明方式」は，「街路灯」，「ガーデンライト」，「ライトアップ灯」等の別や照明器具の候補について記載すること。
- ・ 照明の概要「運用管理方針」は，「点灯時間」，「減灯時間」，「減光率」，「メンテナンス」等の方針を記載すること。
- ・ 光害対策については，周辺環境を踏まえ，光害防止のために実施する対策について記載すること。

4 添付図面等

- ・ 24～27 頁「添付書類記載事項一覧」中「4 添付図面等」及び次頁～54 頁「添付図面一覧」参照。
- ・ 法人は登記事項証明書，個人は住民票の写しを添付すること。

4-9 添付図面一覧

添付図面については、下表の「提出区分」欄に掲げる出店計画書、届出書（添付書類含む。以下同じ。）の提出書類ごとに、「添付図面の名称」欄に掲げる図面をそれぞれ添付すること。

なお、「添付図面に記載すべき事項」欄に掲げる事項を1枚の図面に記載できない場合には、適宜分割して記載すること。その場合は、縮尺を統一すること。

また、変更に係る届出書の添付図面については、「添付図面に記載すべき事項」欄のうち、指定された事項を記載した図面を添付すること。

（注）下表の「提出区分」欄のうち、届出書の括弧内は協議分野を表す。

使用図面の種類	添付図面の名称	添付図面に記載すべき事項	提出区分(注)
広域見取図 ・店舗周辺3km程度の地図 ・縮尺：1/25,000 ・縮尺・方位を記入	1-①計画地位置図	計画地の場所	出店計画書 届出書
	1-②周辺道路現況図	敷地周辺の幹線道路の状況	届出書（交通）
周辺見取図 ・縮尺：1/1,500 ・縮尺・方位を記入	2-①建物位置・隣接地の用途現況図	敷地の範囲／建物の場所／計画地周囲4方向の隣接地の用途現況	出店計画書 届出書
	2-②周辺道路現況図	道路名・道路番号／道路幅員／交通規制／歩道／横断歩道・歩道橋／通学路／バス路線／交通量調査地点の場所	出店計画書 届出書（交通）
	2-③自動車・歩行者案内経路図	経路上及び店舗内案内看板等の設置場所／交通整理員の配置場所／自動車案内経路／荷さばき・廃棄物収集車両等の運行経路／敷地周辺の歩行者通路／夜間照明の設置場所	出店計画書 届出書（交通、騒音・照明）
	2-④現況写真撮影位置図	現況写真の撮影場所／撮影方向（※場所、方向については、別途協議する）	出店計画書 届出書（街並み）
建物配置図 ・縮尺：1/200～500 ・縮尺・方位を記入	3-①建物配置図	敷地の範囲／建物・各施設の場所	出店計画書 届出書
	3-②駐車場位置図	駐車場の場所／駐車区画の配置・寸法／出入口の場所／交通整理員の配置場所／来客の自動車・荷さばき・廃棄物収集車両の通路・幅員／駐車場の出入口が接する道路の幅員／歩行者通路	出店計画書 届出書（交通、騒音・照明）
	3-③駐輪場位置図	駐輪場の場所／駐輪区画の配置・寸法／出入口の場所／交通整理員の配置場所／駐輪場への経路／案内看板等の設置場所／その他安全施設（照明、柵等）の設置場所	出店計画書 届出書（交通）
	3-④荷さばき・廃棄物保管施設等位置図	荷さばき施設の場所／廃棄物・リサイクル品保管施設及び附属設備の場所／廃棄物等処理施設の場所／廃棄物収集車両の経路／食品加工場等の場所	出店計画書 届出書（交通、騒音・照明、廃棄物）

使用図面の種類	添付図面の名称	添付図面に記載すべき事項	提出区分(注)
建物配置図 ・縮尺: 1/200～500 ・縮尺・方位を記入	3-⑤騒音発生源施設・遮音壁・騒音予測地点等位置図	冷却塔, 室外機, 送風機, 給排気口の設置場所／(騒音発生源が屋内にある場合) 壁面の材質, 構造, 騒音発生源から壁面までの距離／拡声器の設置場所／遮音壁・緑地帯等防音施設の場所／騒音レベル予測地点の場所	届出書(騒音・照明)
	3-⑥屋外照明・広告塔照明位置図	屋外照明・広告塔照明の設置場所／照度分布	届出書(騒音・照明, 街並み)
	3-⑦緑化計画図	植栽場所／植栽内容(樹種・規格等)／緑化面積の根拠(緑地の求積図)	届出書(街並み)
	3-⑧広告物等計画図(サイン計画図を含む)	設置位置／形状／寸法／材質／構造／許可基準の適合を確認するための計算 ※テナント未定等による詳細未定の箇所は, 該当箇所におけるその旨の表示 ※既存の広告物がある場合は, 屋外広告物表示許可書(写)の提示を求める場合があります	届出書(街並み)
各階平面図 ・縮尺: 1/200～500 ・縮尺・方位を記入	4-①店舗配置図 店舗面積詳細図	小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置	出店計画書 届出書
	4-②駐車場各階平面図	駐車場の場所／駐車区画の配置・寸法／駐車場内外の自動車の通路・幅員／駐車場から店舗入口までの歩行者経路	出店計画書 届出書(交通, 騒音・照明)
	4-③駐輪場各階平面図	駐輪場の場所／駐車区画の配置・寸法／出入口の場所／交通整理員の配置場所／駐輪場への経路／案内看板等の設置場所／その他安全施設(照明, 柵等)の設置場所	出店計画書 届出書(交通)
	4-④荷さばき施設平面図	荷さばき施設の場所／プラットホームの広さ／待機スペースの広さ	出店計画書 届出書(交通)
	4-⑤廃棄物・リサイクル品保管施設平面図, 立面図, 断面図	廃棄物・リサイクル品保管施設及び附属設備の寸法・高さ・構造	届出書(廃棄物)
①各棟の各面立面図(彩色したもの) ②計画地全体の各面立面図(彩色したもの) ③断面図2面 ・縮尺: 1/200～500 ・縮尺・方位を記入	5-①建物の外観図	①各棟の各面立面図: マンセル値, アクセントカラー使用割合計算と寸法, 広告物の位置 ②計画地全体の各面立面図: (複数棟で構成された店舗等の計画の場合に提出) ③断面図: (景観計画届出規模の場合に提出。なお, 景観計画届出規模に満たない場合でも, 断面図の提出を求める場合があります。)	届出書(街並み)
用途地域指定図 ・縮尺・方位を記入	6-①敷地の用途地域図	用途地域ごとに着色	出店計画書 届出書

建物完成予想図 2面以上	7-①建物完成予想図	複数棟で構成された店舗等の計画の場合は、原則として計画地全体を表わしたものとする。 ※背景は原則として写真をはめ込むこと ※作成方向は協議とする ※色見本の提出を求める場合があります	届出書（街並み）
-----------------	------------	---	----------

4-10 要綱の様式第1の作成要領（軽微変更適用申請書）

（要綱）様式第1（第9条第1項関係）

軽微変更適用申請書

年 月 日

仙台市長 様

株式会社 ○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○
○○市○○区○○町○丁目○番○号

仙台市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

○○○○店

仙台市○○区○○町○丁目○番○

- 2 変更しようとする事項

_____の変更

（変更前）

（変更後）

※軽微な変更の対象となる届出事項のうち、変更しようとする事項について、変更前、変更後について記載すること。

- 3 変更する年月日

○○年○○月○○日

- 4 変更する理由

※具体的に記載すること。

- 5 上記2の変更が、大規模小売店舗立地法施行規則第8条に規定する軽微な変更に該当する理由

※具体的に記載すること。

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

4-11 説明会の開催

届出者は、届出から2カ月以内に、地元住民等に対する説明会を開催しなければなりません。

1 説明会開催方法等

区 分		新設届出 (法第5条第1項関係)	変更届出	
			既存店以外 (法第6条第2項関係)	既存店 (法附則第5条第1項関係)
開 催 回 数		原則 1 回とする。 ただし、新設の場合で、店舗面積の合計が 6,000 m ² を超える場合や、交通や騒音等で周辺への影響が相当程度に出る可能性がある場合等については、2 回以上の指定をすることがあります。 また、新設の場合で「出店予定地の敷地境界から 1 km 以内に仙台市以外の市町の区域を含み、その一定程度が住居地域である場合」は、仙台市内で開催する説明会のほかに、当該他市町においても説明会を実施してください。 ※仙台市では、法第 7 条第 1 項に基づく当該説明会のほかに、届出予定内容によっては届出前の住民説明会の開催（事前説明会）をお願いしております。事前説明会については、13 頁を確認してください。		
		「説明会回数指定通知」により市が指定する。なお、指定回数を上回る開催を妨げるものではありません。		
開催計画書・提出部数		60 頁の要綱の様式第 2（説明会開催計画書） 1 部 公告前に配布資料添付の上、商業・人材支援課に提出すること。		
開催日時		2 回以上開催する場合は、1 回を平日の昼間、1 回を平日の夜間又は休日に開催すること。		
開催会場		店舗近隣で、相当な人数を収容できる施設とすること。 なお、新設の場合で「出店予定地の敷地境界から 1 km 以内に仙台市以外の市町の区域を含み、その一定程度が住居地域である場合」は、仙台市内で開催する説明会のほかに、当該他市町においても説明会を実施してください。		
配布資料		届出事項とその根拠等を分かりやすく説明した資料とすること。		
開催公告	時 期	開催日の 1 週間前までとする。		
	方 法	次のいずれかの方法とすること。 ① 店舗の敷地境界から半径 1 km 以内の範囲の区域（当該区域に他市町の区域が含まれる場合には、その区域を含む。）を対象として、日刊新聞 3 紙以上（当該区域において最大購読部数を有するものを含む。）に開催案内を掲載する。 ② 店舗の敷地境界から半径 1 km 以内の範囲の区域（当該区域に他市町の区域が含まれる場合には、その区域を含む。）を対象として、日刊新聞 3 紙以上（当該区域において最大購読部数を有するものを含む。）に開催案内のちらし（原則 A 4 版以上）を折り込む。 ③ その他、設置者が印刷物を周辺の住民に各戸配布する、または回覧する等、市が適当と認めた場合はその方法とすることもできる。ただし、この場合は、事前に相談すること。		
	内 容	公告には、開催日時、場所のほかに次の事項を記載すること。 ① 大規模小売店舗の名称および所在地 ② 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ③ 大規模小売店舗を新設又は変更する日 ④ 届出の概要 ⑤ 説明会に関する問い合わせ先 ⑥ その他市が必要と認めた事項		
その他周知方法		店舗敷地内の見やすい場所に設置した看板等に掲示するとともに、インターネットを利用し、開催周知に努めること。		
実施状況報告書・		61 頁の要綱の様式第 4（説明会実施状況報告書） 1 部 終了後速やかに、商業・人材支援課に提出すること。その際、説明会における		

提出部数		配布資料を添付すること。なお、2回以上の場合は、一括提出でも可とする。	
区分		新設届出 (法第5条第1項関係)	変更届出
		既存店以外 (法第6条第2項関係)	既存店 (法附則第5条第1項関係)
開催不能の場合	開催不能申請書・提出部数	62 頁の要綱の様式第 3 (説明会開催不能承認申請書) 1 部 次のいずれかの事由で開催できない場合、商業・人材支援課に提出し、他の方法による周知の承認を受けること。 ① 天災、交通の途絶その他不測の事態により、開催できない場合 ② 開催者以外の者により、開催が故意に阻害され、円滑に開催できない場合	
	代替周知方法	市の承認を受けた場合は、上記「開催公告」・「方法」欄に掲げるいずれかの方法で「届出の概要」を掲載し、周知すること。なお、この場合においても、上記「実施状況報告書」(「周知資料」を添付)は提出すること。 また、承認されない場合は、通常どおり説明会を開催すること。	

区 分		新設届出 (法第5条関係)	変更届出	
			既存店以外 (法第6条第2項関係)	既存店 (法附則第5条関係)
開催不要の場合	変更届出内容		次のいずれかに該当する変更のみの場合は、説明会は不要であり、市から設置者に「説明会開催不要通知」を送付するので、以下の方法で掲示すること。	
			① 「小売業を行う者の開店又は閉店時刻」，「来客が駐車場を利用することができる時間帯」及び「荷さばきを行うことができる時間帯」を午前7時から午後9時の間で変更 ② 「店舗に附属する施設の位置の変更」で，「周辺地域の生活環境に与える影響が変更前に比して変化しない」と市が認める「軽微な変更」 ③ その他当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと市が認める場合	① 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるもので、それまでの届出面積が10,000㎡以下で、増加部分の面積が「1割以下」の場合 ② 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるもので、それまでの届出面積が10,000㎡以上で、増加部分の面積が「1,000㎡以下」の場合 ③ 駐車場の収容台数の増加 ④ 駐輪場の収容台数の増加 ⑤ 荷さばき施設の面積の増加 ⑥ 廃棄物等の保管施設の容量の増加 ⑦ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げ ⑧ 「来客が駐車場を利用することができる時間帯」及び「荷さばきを行うことができる時間帯」を午前7時から午後9時の間で変更 ⑨ 「一時的な変更，店舗に附属する施設の位置の変更又は店舗面積の合計を減少させる変

区 分		新設届出 (法第5条関係)	変更届出	
			既存店以外 (法第6条第2項関係)	既存店 (法附則第5条関係)
開催不要の場合	変更届出内容			更」で、「周辺地域の生活環境に与える影響が変更前に比して変化しない」と市が認める「軽微な変更」 ⑩ その他当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと市が認める場合
	代替周知方法		店舗敷地内の見やすい場所に、届出概要を掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うこと。(ただし、上記②の場合は不要)	店舗敷地内の見やすい場所に、届出概要を掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うこと。(ただし、上記⑨の場合は不要)
	期 間		届出書の縦覧が行われている期間（公告の日から4カ月間）とする。	
	報 告		この場合においても、前述の「実施状況報告書」（「掲示物」を添付）は提出すること。	
その他の留意事項				変更事項以外の届出事項については、説明会の対象にはなりません。

2 要綱の様式第2の作成要領(説明会(事前説明会)開催計画)

(要綱) 様式第2 (第10条第5項関係)

説明会開催計画書

年 月 日

仙台市長 様

株式会社 ○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○
○○市○○区○○町○丁目○番○号

仙台市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第10条第5項の規定により、下記のとおり提出します。

項 目		内 容
大規模小売店舗の名称		○○○○店
大規模小売店舗の所在地		仙台市○○区○○町○丁目○番○
説明会の開催予定回数		○回
説明会の周知方法	法定公告	(※公告の日、方法(新聞紙上又は折り込みチラシの場合には新聞名)等を具体的に記載し、対象地域がわかる図面等を添付すること。)
	法定公告以外の周知	(※公告の日、方法を具体的に記載し、配布物等を添付すること。)
予定している議事の内容(進行、配布資料等)		
第1回説明会	開催日時	○○年○○月○○日(○)○○時○○分から○○時○○分の予定
	開催場所	名 称：○○会館 住所：仙台市○○区○○町○丁目○番○号
	説明予定者	○○ ○○
第2回説明会	開催日時	○○年○○月○○日(○)○○時○○分から○○時○○分の予定
	開催場所	名 称：○○会館 住所：仙台市○○区○○町○丁目○番○号
	説明予定者	○○ ○○
第3回説明会	開催日時	○○年○○月○○日(○)○○時○○分から○○時○○分の予定
	開催場所	名 称：○○会館 住所：仙台市○○区○○町○丁目○番○号
	説明予定者	○○ ○○
その他特記事項		

※配布資料等を添付すること。

・届出書の縦覧期間と場所について、説明会出席者に説明してください。また、届出書の縦覧期間内に意見書が提出できる旨を説明するとともに、意見書の提出方法等についても併せて説明してください。なお、事前説明会の場合は不要です。

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 要綱の様式第4の作成要領(説明会(事前説明会)実施状況報告)

(要綱) 様式第4 (第14条第1項関係)

説明会実施状況報告書

年 月 日

仙台市長 様

株式会社 ○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○
○○市○○区○○町○丁目○番○号

仙台市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

1 大規模小売店舗の名称	○○○○店
2 大規模小売店舗の所在地	仙台市○○区○○町○丁目○番○
3 説明会実施日時	○○年○○月○○日(○) ○○時○○分から○○時○○分
4 説明会会場(所在地)	○○会館(仙台市○○区○○町○丁目○番○号)
5 開催公告の方法	(※公告の日、方法(新聞紙上又は折り込みチラシの場合には新聞名)等を具体的に記載し、対象地域がわかる図面及び配布証明等を添付すること。)
6 説明者	○○ ○○
7 出席者数	○○人
8 議事の概要	※質疑応答の内容については、漏らすことなく全て記載すること。
9 陳述意見の内容及びそれに対する回答	
10 特記事項	(※規則第11条第2項の規定により掲示を行った場合、又は法第7条第4項の規定により周知を行った場合は、この欄にその旨を記載すること。)

※配布資料等を添付すること。2回以上の場合は、一括提出でも可とする。

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

4 要綱の様式第3の作成要領(説明会開催不能承認申請)

(要綱) 様式第3 (第13条第1項関係)

説明会開催不能承認申請書

年 月 日

仙台市長 様

株式会社 ○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○
○○市○○区○○町○丁目○番○号

仙台市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

○○○○店

仙台市○○区○○町○丁目○番○

2 開催できない説明会の日時等

第 1 回 説 明 会	開 催 日 時	○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分から○○時○○分の予定
	開 催 場 所	名 称：○○会館 所在地：仙台市○○区○○町○丁目○番○号
第 2 回 説 明 会	開 催 日 時	○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分から○○時○○分の予定
	開 催 場 所	名 称：○○会館 所在地：仙台市○○区○○町○丁目○番○号
第 3 回 説 明 会	開 催 日 時	○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分から○○時○○分の予定
	開 催 場 所	名 称：○○会館 所在地：仙台市○○区○○町○丁目○番○号

3 説明会を開催できない理由

※具体的に記載すること。

4 届出内容の周知方法

※代替周知方法を記載すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

4-12 住民等の意見

大規模小売店舗周辺地域の生活環境保持のため、店舗の設置者が配慮すべき事項について意見を有する者は、届出の公告のあった日から4カ月以内に、市に対して意見書を提出することができます。

提出された意見書は、その概要を公告し、1カ月間縦覧します。

また、市では、参考のため提出された意見書の写しを届出者に送付します。

なお、既存店の変更で変更事項以外の届出事項については、「住民等の意見」の対象にはなりません。

4-13 市の意見と対応策の提出

1 市の意見の有無

提出された「届出書」（添付書類含む）の内容をもとに、住民等の意見、指針、市基準を考慮し、届出から8カ月以内に市の「意見の有無」及び「意見の内容」を決定します。

なお、「軽微な変更」及び「既存店の変更」で変更事項以外の届出事項については、「市の意見」等の手続の対象にはなりません。

2 市の意見の通知

大規模小売店舗周辺地域の生活環境保持の見地から、届出者が取るべき必要な措置があると判断する場合は、「市の意見」として、その内容について届出者に通知します。

「市の意見」は公告し、1カ月間縦覧します。また、市のホームページにも掲載します。

3 市の意見を有しない旨の通知

市が意見を有しない場合は、その旨を通知します。

「意見を有しない旨」の通知をした場合は、法に基づく公告の規定はありませんが、市のホームページに掲載します。

なお、「意見を有しない旨」の通知が送付された場合は、その時点で法手続は終了となります。また、8カ月制限がある場合でも、通知以降は大規模小売店舗の新設又は変更が可能となります。

4 「市の意見」通知後の手続

(1) 届出事項変更の届出（対応策の提出）

「市の意見」を検討した上、届出事項を変更する場合は、次頁の法の様式第5（届出事項変更届出書）、変更に関する「添付書類」の当該変更部分を商業・人材支援課へ提出すること。

提出された届出書（添付書類含む）は、その概要を公告し、公告の日から4カ月間縦覧します。また、市のホームページにも掲載します。

(2) 届出事項を変更しない旨の通知

「市の意見」を検討した上、届出事項を変更しない場合は、65頁の要綱の様式第6（届出を変更しない旨の通知）及び法に基づく届出事項以外で、変更事項がある場合には、「添付書類」の当該変更部分を商業・人材支援課へ提出すること。

「届出事項を変更しない旨の通知」の提出にあたっては、慎重に検討してください。

「届出事項を変更しない旨の通知」（添付書類含む）は、法に基づく公告の規定はありませんが、市のホームページに掲載します。

5 新設又は変更の制限

「届出事項変更の届出」又は「届出事項を変更しない旨の通知」をした後、2カ月間は、大規模小売店舗の新設又は変更をすることができません。

6 法の様式第5の作成要領(届出事項変更届出)

様式第5 (施行規則第16条関係)

届出事項変更届出書

年 月 日

仙台市長 様

株式会社 ○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○
○○市○○区○○町○丁目○番○号

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
○○○○店
仙台市○○区○○町○丁目○番○
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
※変更しようとする届出事項について、変更前、変更後について記載すること。
- 3 変更する理由
※具体的に記載すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

7 要綱の様式第6の作成要領(届出を変更しない旨)

(要綱) 様式第6 (第18条関係)

届出を変更しない旨の通知

年 月 日

仙台市長 様

株式会社 ○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○
○○市○○区○○町○丁目○番○号

○○年○○月○○日付けで述べられた仙台市の意見を踏まえ、届出事項の変更は行いませんので、大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
○○○○店
仙台市○○区○○町○丁目○番○
- 2 変更しない理由
※具体的に記載すること。
- 3 届出事項以外の変更及びその理由
※法に基づく届出事項以外の事項で、変更事項がある場合に記載すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

4-14 市の勧告と対応策の提出

1 市の勧告の有無

提出された「市の意見」に対する「届出事項変更の届出」又は「届出事項を変更しない旨の通知」（いずれも添付書類含む）の内容をもとに、指針、市基準を考慮し、届出又は通知から2カ月以内に市の「勧告の有無」及び「勧告の内容」を決定します。

2 市の勧告の通知

上記の「届出」又は「通知」の内容が、「市の意見」を適正に反映しておらず、周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、市は、「届出者が必要な措置をとるべきことを勧告」するものとし、その内容について届出者に通知します。

「市の勧告」は公告し、市のホームページにも掲載します。

3 市の勧告をしない旨の通知

市が勧告をしない場合は、その旨を通知します。

「勧告をしない旨」の通知をした場合は、法に基づく公告の規定はありませんが、市のホームページに掲載します。

なお、「勧告をしない旨」の通知が送付された場合は、その時点で法手続は終了となります。ただし、「市の意見」に対する「届出事項変更の届出」又は「届出事項を変更しない旨の通知」をした日から2カ月間は、大規模小売店舗の新設又は変更することができません。

4 「市の勧告」通知後の届出事項変更の届出（対応策の提出）

「市の勧告」を踏まえ届出事項を変更する場合は、次頁の法の様式第6（届出事項変更届出書）、変更に関する「添付書類」の当該変更部分を商業・人材支援課へ提出すること。

提出された届出書（添付書類含む）は、その概要を公告し、公告の日から4カ月間縦覧します。また、市のホームページにも掲載します。

なお、この届出は、「市の勧告の通知」から、原則として60日以内とし、特別の理由がある場合は、期限を延長することがあります。

期限内に届出されない場合は、1週間以内に届出者から68頁の要綱の様式第7（市の勧告に従わない理由書）の提出を求め、その理由を聴取します。指定期限までに聴取に応じない場合は、正当な理由がなく勧告に従わなかったものとみなします。

5 法の様式第6の作成要領(勧告後の届出事項変更届出)

様式第6 (施行規則第18条関係)

届出事項変更届出書

年 月 日

仙台市長 様

株式会社 ○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○
○○市○○区○○町○丁目○番○号

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
○○○○店
仙台市○○区○○町○丁目○番○
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
※変更しようとする届出事項について、変更前、変更後について記載すること。
- 3 変更する理由
※具体的に記載すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

6 要綱の様式第7の作成要領(市の勧告に従わない理由)

(要綱) 様式第7 (第22条第1項)

市の勧告に従わない理由書

年 月 日

仙台市長 様

株式会社 ○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○
○○市○○区○○町○丁目○番○号

仙台市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第22条第1項の規定により、○○年○○月○○日付けで通知のあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
○○○○店
仙台市○○区○○町○丁目○番○
- 2 市の勧告に従わない理由
※具体的に記載すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

4－15 公表

1 公表の有無

提出された「市の勧告」に対する「届出事項変更の届出」(添付書類含む)又は「市の勧告に従わない理由書」の内容をもとに、「公表の有無」を決定します。

2 公表の通知及び方法

市が公表する場合は、「公表する旨」を届出者に通知します。

公表は、仙台市公報(毎月1, 11, 21日発行)への掲載、市揭示場への揭示、市のホームページへの掲載などの方法で行います。また、場合によっては、日刊新聞への掲載、報道機関への資料配付等の方法で公表することもあります。

3 公表しない旨の通知

市が公表しない場合は、その旨を通知します。

「公表しない旨」の通知をした場合は、法に基づく公告の規定はありませんが、市のホームページに掲載します。

なお、「公表をしない旨」の通知が送付された場合は、その時点で法手続は終了となります。

4－16 報告

1 開店日の報告

大規模小売店舗を開店した場合は、速やかに商業・人材支援課に次頁の要綱の様式第8(開店日報告書)を1部提出すること。

なお、開店日については、報告書提出前に決定次第速やかに、商業・人材支援課に電話連絡するようお願いします。

2 変更実施日の報告

大規模小売店舗の変更をした場合は、商業・人材支援課に71頁の要綱の様式第9(変更実施報告書)を1部提出すること。

3 要綱の様式第8の作成要領(開店日の報告)

(要綱) 様式第8 (第24条第1項関係)

開店日報告書

年 月 日

仙台市長 様

株式会社 ○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○
○○市○○区○○町○丁目○番○号

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、○○年○○月○○日付けで届出を行った下記の店舗の開店日について、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
○○○○店
仙台市○○区○○町○丁目○番○
- 2 開店した日
○○年○○月○○日

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

4 要綱の様式第9の作成要領(変更実施報告)

(要綱) 様式第9 (第24条第1項関係)

変更実施報告書

年 月 日

仙台市長 様

株式会社 ○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○
○○市○○区○○町○丁目○番○号

大規模小売店舗立地法第6条第2項(又は附則第5条第1項(第3項を含む。))の規定により、
○○年○○月○○日付けで届出を行った下記の店舗の変更について、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
○○○○店
仙台市○○区○○町○丁目○番○

- 2 変更を行った事項

- 3 変更実施日
○○年○○月○○日

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

5 法第6条第1項に基づく変更，法第6条第5項に基づく廃止及び法第11条に基づく承継手続

5-1 届出書，添付書類及び提出部数等

届出に必要な書類及び各手続等は，下表のとおりです。なお，書類の提出先は全て商業・人材支援課となります。

なお，下記の届出の場合には，11 頁の「手続の流れ」中，「大規模小売店舗設置者の説明会の開催」及び「仙台市の意見」以降の手続の対象にはなりません。

区分	届出内容	届出様式 提出部数	添付書類等	市の公告・ 縦覧の有無	住民等の 意見の対象
既存店 以外 の変 更	大規模小売店舗の名称，所在地（住居表示変更等によるもの） 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	次頁の法の 様式第2 3部	無	有 (10 頁参照)	対象 (63 頁参照)
廃 止	大規模小売店舗の廃止（改築又は一部用途を変更することにより，店舗面積が1,000 m ² 以下となる場合を含む。）	74 頁の法の 様式第4 1部	全面積廃止以外は，52～54 頁「添付図面一覧」中，「4-①店舗配置図」 1部	公告のみ有 (10 頁参照)	対象外
既存店 以外 の承 継	大規模小売店舗の承継（法の届出を行っている大規模小売店舗を譲り受けたとき，届出者の相続，合併又は分割があったときを含む。）	75 頁の法の 様式第7 1部	法人は登記事項証明書，個人は住民票の写し及びその他事実を証する書類の写し 1部	無	対象外

5－2 届出書の作成要領

1 法の様式第2の作成要領(変更届出)

様式第2（施行規則第6条関係）

変更届出書

年 月 日

仙台市長 様

株式会社 ○○○○

代表取締役社長 ○○ ○○

○○市○○区○○町○丁目○番○号

※変更があった場合には、変更後の名称等で記載すること。

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

○○○○店

仙台市○○区○○町○丁目○番○

※変更があった場合には、変更後の名称等で記載すること。

2 変更した事項

(変更前)

(変更後)

※届出事項のうち、変更した事項について、変更前、変更後について記載すること。

3 変更の年月日

○○年○○月○○日

4 変更する理由

※具体的に記載すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法の様式第4の作成要領(廃止届出)

様式第4 (施行規則第9条関係)

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

仙台市長 様

株式会社 ○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○
○○市○○区○○町○丁目○番○号

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
○○○○店
仙台市○○区○○町○丁目○番○
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
○,○○○㎡
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
○,○○○㎡
※全面積廃止以外は、「店舗配置図」を添付すること。
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 ㎡ (法第3条第2項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあっては、当該他の基準面積) 以下となる日
○○年○○月○○日
- 5 変更する理由
※具体的に記載すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 法の様式第7の作成要領(承継届出)

様式第7 (施行規則第19条関係)

承継届出書

年 月 日

仙台市長 様

株式会社 ○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○
○○市○○区○○町○丁目○番○号

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
○○○○店
仙台市○○区○○町○丁目○番○
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日
○○年○○月○○日
※法人は登記事項証明書、個人は住民票の写し及びその他譲渡、相続、合併又は分割の事実
を証する書類の写しを添付すること。
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
株式会社 ○○○○ 代表取締役社長 ○○ ○○
○○市○○区○○町○丁目○番○号
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由
※具体的に記載すること。
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積
○, ○○○㎡

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

6 法第 14 条及び要綱に基づく報告

6-1 報告手続

報告に必要な書類及び添付図面は、下表のとおりです。なお、書類の提出先は全て商業・人材支援課、部数は1部となります。

区分	報告内容	報告様式	添付図面 (52 頁～54 頁の「添付図面一覧」中の「添付図面の名称」欄の番号で表示)
既存店以外の変更に 法に基づく報告	大規模小売店舗の新設をする日の繰下げ	次頁の要綱の様式第 10	無
	市が法第 8 条第 4 項の規定により「意見を有しない旨」を通知した場合において、大規模小売店舗の新設をする日の繰上げ		
	大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの		4-①
	大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるもので、それまでの届出面積が 10,000 m ² 以下で、増加部分の面積が「1 割以下」の場合		
	大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるもので、それまでの届出面積が 10,000 m ² 以上で、増加部分の面積が「1,000 m ² 以下」の場合		
	駐車場の収容台数の増加		3-②, 4-②
	駐輪場の収容台数の増加		3-③, 4-③
	荷さばき施設の面積の増加		4-④
	廃棄物等の保管施設の容量の増加		4-⑤
	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げ		無
法に基づく報告	大規模小売店舗を設置する者又は小売業者が、法第 14 条の規定に基づき、「駐車需要の充足、騒音発生等周辺地域の生活環境悪化防止のために講じている措置」等に関して、市から報告を求められた場合	78 頁の要綱の様式第 11	無
既存店の変更	大規模小売店舗の名称、所在地	79 頁の要綱の様式第 12	無
	大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（譲渡、相続、合併、分割等の承継を含む。）		

6－2 報告書の作成要領

1 要綱の様式第 10 の作成要領(変更報告)

(要綱) 様式第 10 (第 24 条第 2 項関係)

変更報告書

年 月 日

仙台市長 様

株式会社 ○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○
○○市○○区○○町○丁目○番○号

仙台市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第 24 条第 2 項の規定により, 下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
○○○○店
仙台市○○区○○町○丁目○番○
- 2 変更した事項
(変更前)
(変更後)
※変更した事項について, 変更前, 変更後について記載すること。
- 3 変更の年月日
○○年○○月○○日
- 4 変更した理由
※具体的に記載すること。

(備考) この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とすること。

2 要綱の様式第 11 の作成要領(法 14 条の報告)

(要綱) 様式第 11 (第 24 条第 3 項関係)

法第 14 条の規定による報告書

年 月 日

仙台市長 様

株式会社 ○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○
○○市○○区○○町○丁目○番○号

大規模小売店舗立地法第 14 条の規定により, ○○年○○月○○付けで通知のあった件について,
下記のとおり報告いたします。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
○○○○店
仙台市○○区○○町○丁目○番○
- 2 内容
※報告を求められた事項について, 具体的に記載すること。

(備考) この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とすること。

3 要綱の様式第 12 の作成要領(既存店の変更)

(要綱) 様式第 12 (第 24 条第 4 項関係)

既存店変更報告書

年 月 日

仙台市長 様

株式会社 ○○○○

代表取締役社長 ○○ ○○

○○市○○区○○町○丁目○番○号

※変更があった場合には、変更後の名称等で記載すること。

仙台市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第 24 条第 4 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

○○○○店

仙台市○○区○○町○丁目○番○

※変更があった場合には、変更後の名称等で記載すること。

2 変更した事項

(変更前)

(変更後)

※変更した事項について、変更前、変更後について記載すること。

3 変更の年月日

○○年○○月○○日

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(参 考)

大規模小売店舗立地法の届出 について

○大型店(1,000㎡超の店舗)の新設[床面積変更、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途の変更により大型店となる場合も含む]

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・大型店の新設をしようとするとき	法第5条1項	○	○	○	○

○届出事項の変更

◎以下は、
上段:大規模小売店舗立地法の届出(5条1項、附則5条1項)を行ったことがある大型店が届出事項を変更しようとするとき
下段:既存店(大店立地法の届出を行っていない大型店)が法第5条1項4～6号の事項を変更しようとするとき

〈大型店の名称の変更〉

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・名称を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	不要	—	—	—	—

〈大型店の所在地の変更〉

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・番地変更等により所在地を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	不要	—	—	—	—

〈建物設置者の名称の変更〉

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・建物の売買・譲渡等により所有者を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	不要	—	—	—	—
・商号を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	不要	—	—	—	—
・会社合併・分割により商号を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	不要	—	—	—	—
・相続等により所有者を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	不要	—	—	—	—
・結婚等により所有者が姓を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	不要	—	—	—	—

〈建物設置者の所在地の変更〉

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・所在地を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	不要	—	—	—	—
・会社合併・分割により所在地を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	不要	—	—	—	—
・相続等による所有者の変更に伴い所在地を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	不要	—	—	—	—
・建物の売買・譲渡等により所有者が変更し、それに伴い所在地を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	不要	—	—	—	—

〈小売業者の名称・住所の変更〉

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・テナント入れ替えにより小売業者が変更になったとき	法第6条1項	×	×	○	×
	不要	—	—	—	—
・一時的に空き店舗になっていた大型店に、新たなテナントが入居したとき(ただし、途中小売業以外のテナントが入居していないことが条件)	法第6条1項	×	×	○	×
	不要	—	—	—	—
・小売業者の名称(商号等)を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	不要	—	—	—	—
・小売業者の住所が変更になったとき	法第6条1項	×	×	○	×
	不要	—	—	—	—

〈建物設置者、小売業者の代表者名の変更〉

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・代表者を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	不要	—	—	—	—

〈大型店を新設する日の変更〉

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・新設する日を繰り上げるとき(ただし、都道府県が「意見なし」とした場合を除きます)	法第6条2項	○	○※	○	○
	不要	—	—	—	—

※都道府県が認める場合は、説明会を開催せず掲示によることが可能です。

〈店舗面積の変更〉

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・大型店の店舗面積の増加分が、届出済面積の0.1倍、若しくは1,000㎡を超えるとき(ただし、既存店については、店舗面積の増加分が届出済み面積の0.1倍、若しくは1,000㎡以下の場合でも届出が必要です)	法第6条2項	○	○※2	○	○
	法附則第5条1項	○	○※2	○	○
・店舗面積の減少であって、減少後の大型店の店舗面積が1,000㎡超となるとき	不要	—	—	—	—
	法附則第5条1項	○※1	○※2	○	○
・店舗面積の減少であって、減少後の大型店の店舗面積が1,000㎡以下となるとき	法第6条5項	×	×	×	×
	法第6条5項	×	×	×	×

※1都道府県が認める場合は、ただちに実施できます。

※2都道府県が認める場合は、説明会を開催せず掲示によることが可能です。

〈付属施設の位置の変更〉

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・現在の駐車場と離れた場所に駐車場を設置するとき ※1	法第6条2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条1項	○※2	○※3	○	○
・現在の駐輪場と離れた場所に駐輪場を設置するとき	法第6条2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条1項	○※2	○※3	○	○
・現在の荷さばき施設と全く異なる場所に荷さばき施設を設置するとき	法第6条2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条1項	○※2	○※3	○	○
・現在の廃棄物等保管施設と全く異なる場所に廃棄物等保管施設を設置するとき	法第6条2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条1項	○※2	○※3	○	○

※1現在の駐車場を、そのまま立体化する場合や拡幅する場合は除きます。

※2都道府県が認めれば、ただちに実施できます。

※3都道府県が認める場合は、説明会を開催せず掲示によることが可能です。

〈駐輪場、駐車場の収容台数の変更〉

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・収容台数を減少させるとき(借り上げ駐車場等の解約による減少も含みます。)	法第6条2項	○	○※	○	○
	法附則第5条1項	○	○※	○	○
・オフィス等の付設施設と、店舗が駐輪(車)場を共用しており、駐輪(車)場の収容台数を変更せずに、それらの付設施設を増設するとき(店舗来客者のための駐輪(車)場収容台数が減少する場合は該当します。)	法第6条2項	○	○※	○	○
	法附則第5条1項	○	○※	○	○
・収容台数を増加させるとき	不要	—	—	—	—
	法附則第5条1項	○	○※	○	○

※都道府県が認める場合は、説明会を開催せず掲示によることが可能です。

〈荷さばき施設の面積の変更〉

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・面積を減少させるとき	法第6条2項	○	○※	○	○
	法附則第5条1項	○	○※	○	○
・面積を増加させるとき	不要	—	—	—	—
	法附則第5条1項	○	○※	○	○

※都道府県が認める場合は、説明会を開催せず掲示によることが可能です。

〈廃棄物等保管施設の容量の変更〉

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・容量を減少させるとき	法第6条2項	○	○※	○	○
	法附則第5条1項	○	○※	○	○
・容量を増加させるとき	不要	—	—	—	—
	法附則第5条1項	○	○※	○	○

※都道府県が認める場合は、説明会を開催せず掲示によることが可能です。

〈開店時刻の変更〉

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・開店時刻を繰り上げるとき(既存店については繰り下げる場合も必要です)	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○
・閉店時刻を繰り下げるとき(既存店については繰り上げる場合も必要です)	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※都道府県が認める場合は、説明会を開催せず掲示によることが可能です。

〈来店者が駐車場を利用することのできる時間帯の変更〉

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・利用可能な時間帯を変更するとき(店舗への来客者の利用可能な時間帯が変更となる場合に限ります。)	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※都道府県が認める場合は、説明会を開催せず掲示によることが可能です。

〈駐車場出入口の数の変更〉

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・数を変更するとき	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※都道府県が認める場合は、説明会を開催せず掲示によることが可能です。

〈駐車場出入口の位置の変更〉

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・位置を変更するとき	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※都道府県が認める場合は、説明会を開催せず掲示によることが可能です。

〈荷さばき可能時間帯の変更〉

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・時間帯を変更するとき	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※都道府県が認める場合は、説明会を開催せず掲示によることが可能です。

〈大型店の廃止〉

	届 出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・大型店を廃止するとき(1,000㎡以下にするときを含みます)	法第6条5項	×	×	×	×
	法第6条5項	×	×	×	×

大規模小売店舗立地法届出の手引

令和7年4月

仙台市 経済局 産業政策部 商業・人材支援課

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階

Tel 022-214-1001・1004/ Fax 022-214-8321

<http://www.city.sendai.jp/shogyoshinko/jigyosha/>

[kezai/bijinesu/secho/setchisha.html](http://www.city.sendai.jp/shogyoshinko/jigyosha/kezai/bijinesu/secho/setchisha.html)